### 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月30日

【計算期間】 第11期

(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

【ファンド名】

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 (総称を「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・

シリーズ」とします。)

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 【発行者名】

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 岡田 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目17番25号

東茅場町有楽ビル

【事務連絡者氏名】 久保田 智之

【連絡場所】 東京都中央区新川一丁目17番25号

東茅場町有楽ビル

【電話番号】 03-5542-7000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目的とします。

当ファンド・シリーズは、ご投資家の皆様の投資目的や投資可能期間に応じて、以下の3つのファンドから選択することができます。

- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型(愛称:ゼニガメ)
- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型(愛称:ウミガメ)
- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 ( 愛称:ミノガメ )

# ファンドの基本的性格

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 >

### 1)商品分類

| 単位型投信・<br>追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信           | 国内     | 株式債券              |
|                 | 海外     | 不動産投信             |
| 追加型投信           |        | その他資産             |
|                 | 内 外    | ( )               |
|                 |        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 2)属性区分

| 投資対象資産             | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態      | 為替ヘッジ |
|--------------------|------|--------|-----------|-------|
| 株式                 | 年1回  | グローバル  |           |       |
| 一般                 |      | (含む日本) |           |       |
| 大型株                | 年2回  |        |           |       |
| 中小型株               |      | 日本     |           |       |
|                    | 年4回  |        |           |       |
| 債券                 |      | 北米     | ファミリーファンド | あり    |
| 一般                 | 年6回  |        |           |       |
| 公債                 | (隔月) | 欧州     |           |       |
| 社債                 |      |        |           |       |
| その他債券              | 年12回 | アジア    |           |       |
| クレジット属性            | (毎月) |        |           |       |
| ( )                |      | オセアニア  |           |       |
|                    | 日々   |        |           |       |
| 不動産投信              |      | 中南米    | ファンド・オブ・  | なし    |
|                    | その他  |        | ファンズ      |       |
| その他資産 (投資信託証券)     | ( )  | アフリカ   |           |       |
|                    |      | 中近東    |           |       |
| 資産複合               |      | (中東)   |           |       |
| ( )                |      |        |           |       |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型 |      | エマージング |           |       |
| 貝性肌力发史型            |      |        |           |       |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。

EDINET提出書類

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

# < ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 >

1)商品分類

| 単位型投信・<br>追加型投信 | 投資対象地域    | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-----------------|-----------|-------------------|
| 単位型投信           | 国内        | 株式債券              |
|                 | <br>  海 外 | 不動産投信             |
| 追加型投信           |           | その他資産             |
|                 | 内外  <br>  | ( )               |
|                 |           | 資産複合              |
|                 |           |                   |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 2)属性区分

| 馬住位力     | Γ    | 1      |           |       |
|----------|------|--------|-----------|-------|
| 投資対象資産   | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態      | 為替ヘッジ |
|          |      |        |           |       |
| 株式       | 年1回  | グローバル  |           |       |
| 一般       |      | (含む日本) |           |       |
| 大型株      | 年2回  |        |           |       |
| 中小型株     |      | 日本     |           |       |
|          | 年4回  |        |           |       |
| 債券       |      | 北米     | ファミリーファンド | あり    |
| 一般       | 年6回  |        |           |       |
| 公債       | (隔月) | 欧州     |           |       |
| 社債       |      |        |           |       |
| その他債券    | 年12回 | アジア    |           |       |
| クレジット属性  | (毎月) |        |           |       |
| ( )      |      | オセアニア  |           |       |
|          | 日々   |        |           |       |
| 不動産投信    |      | 中南米    | ファンド・オブ・  | なし    |
|          | その他  |        | ファンズ      |       |
| その他資産    | ( )  | アフリカ   |           |       |
| (投資信託証券) |      |        |           |       |
|          |      | 中近東    |           |       |
| 資産複合     |      | (中東)   |           |       |
| ( )      |      |        |           |       |
| 資産配分固定型  |      | エマージング |           |       |
| 資産配分変更型  |      |        |           |       |
|          |      |        |           |       |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

# < ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 >

1)商品分類

| 単位型投信・ | 投資対象地域 | 投資対象資産  |
|--------|--------|---------|
| 追加型投信  |        | (収益の源泉) |
|        |        | 株式      |
| 単位型投信  | 国内     | 債券      |
|        | 海外     | 不動産投信   |
| 追加型投信  |        | その他資産   |
|        | 内 外    | ( )     |
|        |        | 資産複合    |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 2)属性区分

| 投資対象資産  | 決算頻度                     | 投資対象地域                                   | 投資形態             | 為替ヘッジ |
|---|--------------------------|--|------------------|-------|
| 株式<br>一般<br>大中小型株<br>中小型様<br>一份債<br>一公債<br>での他債券<br>クレジット属性 | 年1回年2回年4回年6回(隔月)年12回(毎月) | グローバル<br>(含む日本)<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア | ファミリーファンド        | あり    |
| 不動産投信   | 日々その他                    | オセアニア中南米                                 | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし    |
| その他資産<br>(投資信託証券(株<br>式))                                   | ( )                      | アフリカ                                     |                  |       |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                           |                          | 中近東<br>(中東)<br>エマージング                    |                  |       |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

#### <商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
  - (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
  - (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 2.投資対象地域による区分
  - (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
  - (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
  - (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 3.投資対象資産による区分
  - (1)株式......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (2)債券......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいっ。
  - (4)その他資産......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
  - (5)資産複合......目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4.独立した区分
  - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
  - (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)......「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
  - (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型......目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### <属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
  - (1)株式
    - 一般......次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株......目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般......次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債..........目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、 政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債.......目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載がある ものをいう。

格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分の ほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から (4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とす る。

- (3)不動産投信..........これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産………組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合......以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

- 2.決算頻度による属性区分
  - 年1回.....目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
  - 年2回......目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)......目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々......目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする

日本......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉と する旨の記載があるものをいう。

中南米......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。

アフリカ.......目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド......目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う 旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7.特殊型

ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益 の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を 目指す旨の記載があるものをいう。

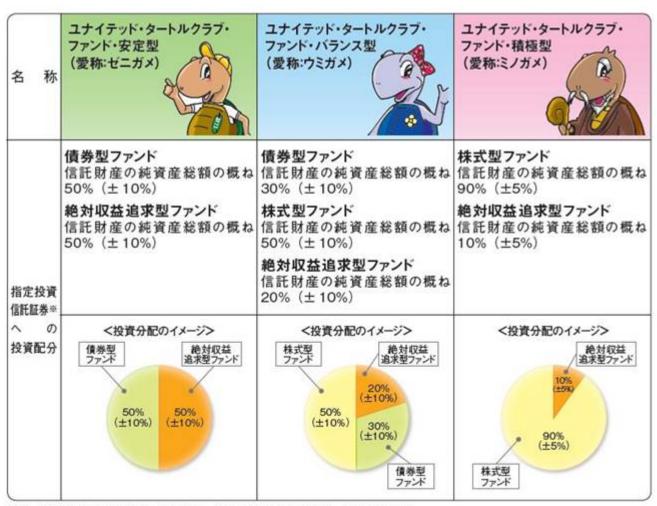
その他型......目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成22年7月1日現在)

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

### ファンドの特色

日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品(先物取引およびオプション取引等)を実質的な主要投資対象※とし、積極的に分散投資を行います。 ※「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。 ※ 約款に定められた当ファンド・シリーズが投資対象とする投資信託証券をいいます。

### <指定投資信託証券分類の定義>

| 債券型ファンド     | 組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。                              |  |
|-------------|--|--|
| 株式型ファンド     | 組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。                              |  |
| 絶対収益追求型ファンド | 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略<br>により収益の追求を目指すファンドをいいます。 |  |

<sup>※</sup>上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

# 主な投資制限

- 投資信託証券(外貨建の投資信託証券も含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

# ■分配方針

年1回(毎年5月31日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、 運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

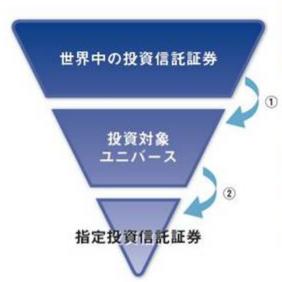
# <参考> 指定投資信託証券について

各ファンドの約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

| 分類          | 指定投資信託証券の名称  |
|-------------|--|
| 債券型ファンド     | <ul> <li>●ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>● i シェアーズ バークレイズ債券総合ファンド</li> <li>● i シェアーズ・S &amp; P シティグループ世界国債(除く米国) ファンド</li> <li>●ヘッジ付外債プラス・ファンド (適格機関投資家向け) (2012 年 12 月設定予定)</li> </ul>  |
| 株式型ファンド     | <ul> <li>●日経 225 連動型上場投資信託</li> <li>●プレミアム・エクイティ・ファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>●パワーシェアーズQQQ</li> <li>●欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>● db x-trackers MSCI エマージング・マーケッツ TRN インデックス</li> <li>● V P アジアバリュー株式ファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>● i シェアーズ MSCI パシフィック (除く日本)・インデックス・ファンド</li> <li>●アカディアン日本株式ファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>● MB Capital Equity Fund 1</li> <li>● i シェアーズ MSCI AC アジア (除く日本) インデックス・ファンド</li> </ul> |
| 絶対収益追求型ファンド | <ul> <li>トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユニット</li> <li>QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>QED日本株ベータ・コントロール・ファンド (適格機関投資家向け)</li> <li>CTAマルチ・ストラテジー・ファンド</li> <li>日本株マルチ・ストラテジー・ファンド</li> </ul>   |

※上記は、平成24年8月30日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して 適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、 新たな投資信託証券(新たに設定される投資信託証券も含みます。)が指定される場合があります。なお、 指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

## ●指定投資信託証券の選定方法



当ファンドの投資対象である投資信託証券の選定は、①投資 対象ユニバースの決定、②指定投資信託証券の決定といった プロセスを経て行われます。

- ①「投資対象ユニバース」の決定 当ファンドは、各アセットクラスユニバースの中からファンドの 運用体制や流動性などを条件に紋込みを行い「投資対象 ユニバース」を決定します。
- ②「指定投資信託証券」の決定 「投資対象ユニバース」の中から、定性的および定量的に パフォーマンス評価を行い「指定投資信託証券」を決定 します。
- ※上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。
- ・定性評価においては、投資信託証券の過去の実績(Performance)、マネージャの経歴(People)、運用哲学 (Philosophy)、ベンチマーク比較(Peer Comparison)、実際のポートフォリオの整合性(Portfolio)の5Pを 総合的に評価します。
- ・定量評価においては、特に、1リスク当りのリターン、最大ドローダウン等に着目して、ファンドのパフォーマンス を評価します。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### (2)【ファンドの沿革】

#### 平成13年6月1日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

### 平成17年10月31日

・ファンド名称を「UAMタートルクラブ・ファンド・安定型(愛称:ゼニガメ)」「UAMタートルクラブ・ファンド・バランス型(愛称:ウミガメ)」「UAMタートルクラブ・ファンド・積極型(愛称:ミノガメ)」からそれぞれ「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型(愛称:ゼニガメ)」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型(愛称:ウミガメ)」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型(愛称:ミノガメ)」に変更

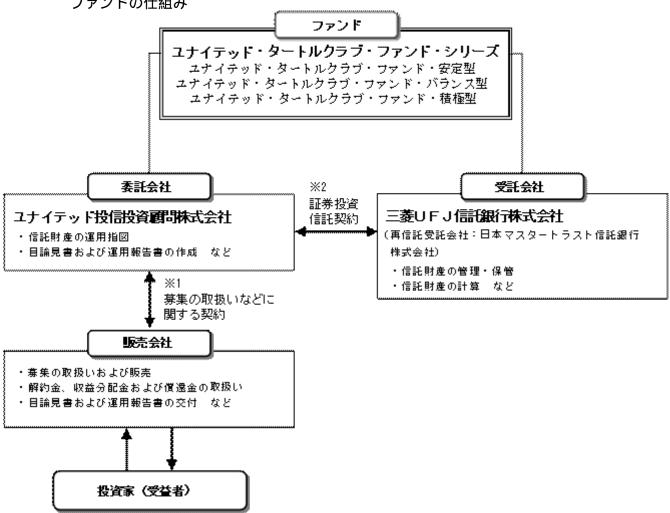
#### 平成18年9月12日

・投資対象に「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル(適格機関投資家向け)」 を、組入れ投資信託証券に「ユナイテッド日本株式マザーファンド」を追加

# 平成21年6月12日

・投資対象の変更、一部解約の支払い開始日の変更、追加設定および一部解約(換金)にかかる 受付中止日の変更、信託報酬率の変更

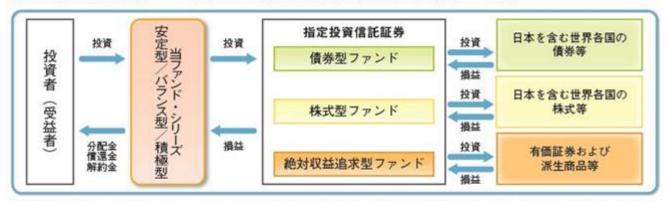
### (3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンド・シリーズの各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、社団法人投資信託 協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



投資信託証券への投資にあたっては、約款に定める「指定投資信託証券\*」の中から選択した投資信託証券に 分散投資を行います。指定投資信託証券は、適宜(原則として、半年毎)見直しを行います。 ※詳しくは、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

## 委託会社の概況(平成24年6月末現在)

1)資本金

11億5,500万円

2)沿革

平成11年9月17日: 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーション

の子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年10月26日: 証券投資信託委託業の認可取得

平成12年10月6日: オールド・ミューチュアル(U.S.)ホールディングス・イン

クの傘下となる。

平成16年1月20日: 投資顧問会社として登録

平成17年3月30日: 日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。

平成17年10月31日: 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン イ

ンクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投

信投資顧問株式会社に変更

平成19年9月30日: 金融商品取引業者として登録

3)大株主の状況

| 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |                             |        |      |
|---|-----------------------------|--------|------|
| 名 称                                     | 住所                          | 所有株数   | 所有比率 |
| 日本アジアホールディングズ<br>株式会社                   | 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号<br>郵船ビル7階 | 4,600株 | 100% |

### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等 ならびにこれらに関連する派生商品(先物取引およびオプション取引等)に積極的に分散投 資を行なうことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を 目指します。

投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から選択した投資信託証券に分散投資を行なっことを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行ないます。 指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」および「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

## (指定投資信託証券の分類の定義)

| 債券型ファンド         | 組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンド<br>をいいます。                          |
|-----------------|--|
| 株式型ファンド         | 組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンド  <br>  をいいます。                      |
| 絶対収益追求型<br>ファンド | 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロン<br>グ・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。 |

上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

### <参考> 各ファンドにおける投資する指定投資信託証券の投資配分比率

|             | 投資する指定投資信託証券の分類  | 投資配分比率        |
|-------------|------------------|---------------|
| <b>↔</b> == | <b>│ 債券型ファンド</b> | 50% ( ± 10% ) |
| 安定型         | 絶対収益追求型ファンド      | 50% ( ± 10% ) |
| バランス型       | <b>│ 債券型ファンド</b> | 30% ( ± 10% ) |
|             | 株式型ファンド          | 50% ( ± 10% ) |
|             | 絶対収益追求型ファンド      | 20% ( ± 10% ) |
| 積極型         | 株式型ファンド          | 90% ( ± 5 % ) |
|             | 絶対収益追求型ファンド      | 10% ( ± 5 % ) |

各ファンドの信託財産の純資産総額に対して、概ね上記投資配分比率にて投資を行います。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定 投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価 証券に投資する投資信託証券(新たに設定される投資信託(投資法人を含みます。)も含み ます。)が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託または外国投資信託の 受益証券(振替投資信託受益権を含みます。)および投資法人または外国投資法人の投資証券 をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口.約束手形
  - 八.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

### 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下、「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- 5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
- 6.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 7.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができ ます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

# 投資対象とする投資信託証券の概要

# <債券型ファンド>

| ファンド名   | ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)   |
|---------|--|
| 主要投資対象  | ユナイテッド日本債券マザーファンド  |
| 投資方針・特色 | ①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。 ④わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ⑤ A A 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 信託報酬    | 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.21% (税抜年 0.20%) の率を乗じて得た額とします。   |
| 委 託 会 社 | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
| 受 託 会 社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社  |
| ファンド名   | i シェアーズ バークレイズ債券総合ファンド(英文名:iShares Barclays Aggregate Bond Fund)   |
| 投資方針・特色 | バークレイズ US アグリゲート指数※によって定義される米国の投資適格債券市場全体の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。<br>※米国投資適格債券市場全体のパフォーマンスを測る指標で、米国の投資適格債券には、米国内で公募販売が行なわれている投資適格の米国国債、投資適格社債、モーゲージ・パススルー証券およびアセット・パック証券が含まれます。  |
| 上場証券取引所 | NYSE アーカ(米国)   |
| 管 理 報 酬 | 年率 0.22%   |
| 上 場 日   | 2003年9月22日   |
| ファンド名   | i シェアーズ・S & P シティグループ世界国債(除く米国)ファンド<br>(英文名:iShares S&P/Citigroup International Treasury Bond Fund)  |
| 投資方針・特色 | シティグループ世界国債(除く米国)インデックス*に連動する投資成績を目標とします。<br>※米国のシティーグループの組成した指数で、米国を除き、日本をはじめとした世界の主要先進国を網羅する国債のインデックスです。   |
| 上場証券取引所 | ナスダック取引所(米国)   |
| 管 理 報 酬 | 年率 0.35%   |
| 上 場 日   | 2009年1月21日   |
| ファンド名   | ヘッジ付外債プラス・ファンド(適格機関投資家向け)  |
| 投資方針・特色 | 主に長短金利差で魅力の高い国の短期債券に為替ヘッジ付きで投資を行います。あわせて、複数の<br>通貨マネージャーに分散投資することで為替ヘッジコストを上回るリターンの獲得を追求し、相対<br>的に低いリスクで安定的なファンドの成長を目指します。   |
| 信託報酬等   | ①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.1155%(税抜年 0.11%)の率を乗じて得た額とします。<br>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託<br>財産から支払います。  |
| 委 託 会 社 | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
| 受 託 会 社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社  |
|         |  |

### <株式型ファンド>

ファンド名 日経 225 連動型上場投資信託 日経 225 に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行い、信託財産中に 占める個別銘柄の株数の比率を日経 225 における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした 投資方針・特色 運用を行い、日経225に連動する投資成果を目指します。 上場証券取引所 大阪証券取引所 報 酬 純資産総額に対して、年率 0.252% (税抜 0.24%) 以内 信 託 E 場 日 2001年7月9日 ファンド 名 プレミアム・エクイティ・ファンド (適格機関投資家向け) 主要投資対象 プレミアム・エクイティ・マザーファンド ①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の株式 (米国預託証書 (ADR) を含みます。以下同じ。)に 投資を行います。なお、米国以外の企業が発行する米国の取引所に上場、または取引所に準ずる 市場で取引されている株式に投資する場合があります。 ③バリュー、ファンダメンタルズおよびポジティブな事業モメンタムに着目したボトムアップ・アプローチに より銘柄を選定します。 投資方針・特色 ④マザーファンドの信託財産の運用に関し、ロベコ インベストメント マネジメント社 (Robeco Investment Management,Inc.: 米国) に米国の株式の運用指図に関する権限を委託します。 ⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。 ⑦市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8610%(税抜年0.82%)の率を乗じて得た額と 報 信 託 します。 委 社 ユナイテッド投信投資顧問株式会社 魠 숲 託 社 三菱UFJ信託銀行株式会社 会 ファンド名 パワーシェアーズQQQ (英文名: Power Shares QQQ) 米国ナスダック市場上場銘柄のうち、代表的な100銘柄の指数の価額および運用実績に連動する 投資方針・特色 投資成果を目指します。 上場証券取引所 ナスダック取引所 (米国) 管 理報 酬 年率 0.20% 場 H 日 1999年3月10日 ファンド名 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド (適格機関投資家向け) 主要投資対象 欧州株式ロウ・ボラティリティ・マザーファンド ①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として MSCI EUROPE に含まれる欧州の株式に投資を 行います。(なお、欧州以外の企業が発行する欧州各国の取引所に上場、または取引所に準ずる 市場で取引されている株式に投資する場合があります。) ③マザーファンドの運用に際し、アナリティック社独自開発のリスクモデルにより投資ユニバースを ランキングし、最適な低ボラティリティ・ポートフォリオを構成する為の低リスクで高めのリターンが 投資方針・特色 見込まれる銘柄を選定します。 ④マザーファンドの信託財産の運用に関し、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー (Analytic Investors LLC.・米国) に欧州の株式の運用指図に関する権限を委託します。 ⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。 ⑦市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 酬信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455%(税抜年0.71%)の率を乗じて得た額とします。 信 託 報 委 託 슾 社 ユナイテッド投信投資顧問株式会社 受 託 会 社 三菱UFJ信託銀行株式会社

| ファンド名   | db x-trackers MSCI エマージング・マーケッツ TRN インデックス<br>(英文名: db x-trackers MSCI Emerging Markets TRN Index ETF)   |
|---------|--|
| 投資方針・特色 | 新興国で構成される MSCI エマージング・マーケッツ指数に概ね連動する投資成果を目指します。  |
| 上場取引所   | ロンドン証券取引所(英国)  |
| 管理報酬    | 年 0.65%以内  |
| 上 場 日   | 2007年6月22日   |
| ファンド名   | V P アジアバリュー株式ファンド (適格機関投資家向け)  |
|         | VPアジア株式マザーファンド   |
| 投資方針・特色 | <ul> <li>①マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>②運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。</li> <li>a) MSCI AC ASIA (ex JAPAN) に含まれるアジア各国・地域の株式に投資を行いますが、アジア各国・地域以外の企業が発行するアジア各国・地域の取引所に上場または取引所に準ずる市場で取引されている株式もしくはアジア各国・地域の企業が発行する米国の取引所で取引されている米国預託証券 (ADR) に投資する場合があります。</li> <li>b) バリュー・ファクターを用いたクオンツ・アプローチによる定量的評価およびファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチによる定性的評価により本源的価値に比べ割安と判断される銘柄を選定します。</li> <li>c) マザーファンドの信託財産の運用に関し、Value Partners Hong Kong Limited. にアジア株式の運用に関する指図権限を委託します。</li> <li>③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</li> <li>④実質的な組入外資建資産については、原則として高位を保ちます。</li> <li>⑤市況動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 信託報酬等   | ①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 1.0815% (税抜年 1.03%) の率を乗じて得た額とします。<br>②上記のほか、ファンドの実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。  |
| 委 託 会 社 | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
| 受 託 会 社 | 三井住友信託銀行株式会社   |
| ファンド名   | i シェアーズ MSCI パシフィック(除く日本)・インデックス・ファンド<br>(英文名: iShares MSCI Pacific Market Index Fund ex Japan)  |
| 投資方針・特色 | MSCI パシフィック・フリー(除く日本)インデックスによって代表されるオーストラリア、香港、ニュージーランドおよびシンガポールの市場で取引される株式の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。  |
| 上場取引所   | NYSEアーカ (米国)   |
| 管 理 報 酬 | 年 0.50%  |
| 上 場 日   | 2001年10月25日  |
| ファンド名   | アカディアン日本株式ファンド(適格機関投資家向け)  |
| 主要投資対象  | ユナイテッド・アカディアン日本株式マザーファンド   |
| 投資方針・特色 | <ul><li>①マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長を目指します。</li><li>②マザーファンドの信託財産の運用に関する権限を、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ委託します。</li><li>③市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li></ul>   |
| 信託報酬等   | ①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.903%(税抜年 0.86%)の率を乗じて得た額とします。<br>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託<br>財産から支払います。   |
|         |  |
| 委 託 会 社 | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
|         | ユナイテッド投信投資顧問株式会社<br>三菱UFJ信託銀行株式会社  |

ファンド名 MB Capital Equity Fund 1 ファンド形態 ベトナム籍会社型外国投資信託 表 示 通 貸 ベトナム・ドン ①信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②主として、ベトナムの未公開株式および店頭公開株式に投資を行います。 ③投資にあたっては、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資対象 投資方針・特色 となる銘柄を選別し、投資を行います。 管理報酬等管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年2.12%の率を乗じて得た額とします。 上記の管理報酬等のほか、前期計算期間末の基準価額に対して当該計算期間末の基準価額がハード 績 報 酬 ル・レート (12%) を超過した場合に、その超過分に対して 20%の実績報酬が発生します。 保管受託会社 HSBC Bank (Vietnam) Limited. 運用会社 MB Capital Management Joint Stock Company i シェアーズ MSCI AC アジア (除く日本) インデックス・ファンド ファンド名 (英文名: iShares MSCI All Country Asia ex Japan Index Fund) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、 投資方針・特色 台湾およびタイで構成されるアジア地域の MSCI AC アジア (除く日本) インデックスに連動する 投資成果を目指します。 上場証券取引所 ナスダック取引所 (米国) 理 報 酬 年率 0.68%

### <絶対収益追求型ファンド>

日 2008年8月13日

E

場

| ファンド名                | トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユニット<br>(英文名:TRANSTREND STANDARD RISK Series Trust CLASS A TSR UNITS (FOR FUND<br>OF FUNDS ONLY))   |
|----------------------|--|
| ファンド形態               | ケイマン籍契約型外国投資信託   |
| 投資方針・特色              | 株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物取引を主な投資対象とし、ダイバーシファイド・トレンド・プログラム・スタンダード・リスク (JPY) に基づき、トレンド・フォロー運用 (方向性に追随してポジションを構築する運用)を行います。  |
| 信託報酬等                | <ul> <li>①管理報酬として、管理会社へ信託財産の純資産総額に対して年2.20%が当該信託財産から支弁されます。なお、投資顧問会社への報酬は、管理会社が受取る管理報酬の中から支弁されます。</li> <li>②上記のほか、信託財産の純資産総額に対して、受託会社報酬として、受託会社へ年0.02%(ただし、最低報酬20,000米ドル/年額)、管理事務代行報酬として管理事務代行会社へ信託財産の純資産総額に対して年0.05%および4,000ユーロ/月額、保管受託報酬として、保管受託会社へ年0.02%およびリスク管理報酬として、リスク管理会社へ信託財産の純資産総額に対して最大年0.20%(ただし、最低報酬2,500米ドル/月額)が当該信託財産から支払われます。</li> <li>③毎月の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%の実績報酬がかかります。</li> </ul> |
| 管 理 会 社              | ロベコ インスティテューショナル アセット マネジメント (Robeco Institutional Asset Management B.V)   |
| 投資顧問会社               | トランストレンド(Transtrend B.V)<br>トレーディング・アドバイザーとして投資顧問業務を提供しています。   |
| 受 託 会 社              | Alternative Investments Services Limited   |
| 管理事務代行会社<br>及び保管受託会社 | CACEIS Bank Luxembourg S.A.  |
| リスク管理会社              | RPM Risk & Portfolio Management AB   |

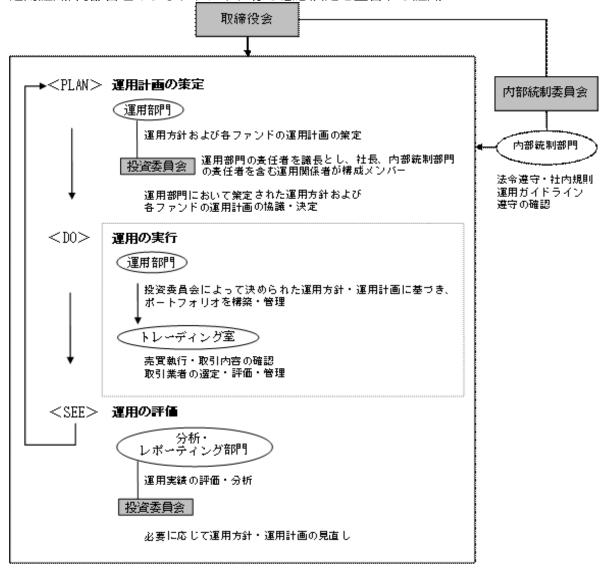
| ファンド名            | QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家向け)   |
|------------------|--|
| 主要投資対象           | QED日本株アルファ・ストラテジー・マザーファンド  |
| 投資方針・特色          | <ul> <li>①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>②マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場する株式等(株価指数連動投信(「ETF」)を含みます。)および株価指数先物ならびに株価指数オプション等の派生商品に投資を行います。</li> <li>③わが国の株式市場の非効率性に注目し、上昇期待値の高い株式を買い持ち、下落期待値の高い株式を売り持ちにすることにより、両者のスプレッドから収益をあげることを目指します。経済環境や株式市場の状況に関らず、統計的に優位な運用モデルを構築します。</li> <li>④マザーファンド受益証券の組入れ比率は、高位を保つことを基本とします。マザーファンドの信託財産の運用に関しては、QEDインベストメント・パートナーズ株式会社から助言を受けます。</li> <li>⑤市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。</li> </ul>                        |
| 信託報酬等            | 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7245% (税抜年 0.69%) の率を乗じて得た額とします。<br>毎年の実績に対して実績報酬が発生します。   |
| 委 託 会 社          | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
| 受 託 会 社          | 三菱UFJ信託銀行株式会社  |
| [25] S. S. S. W. |  |
| ファンド名            | QED日本株ベータ・コントロール・ファンド(適格機関投資家向け)   |
| 主要投資対象           | QED日本株ベータ・コントロール・マザーファンド   |
| 投資方針・特色          | <ul> <li>①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>②マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の取引所に上場する株式、株価指数連動型投信(以下、「ETF」といいます。)および派生商品(株価指数先物取引および株価指数オプション取引等)に投資を行います。</li> <li>③日本の株式市場の中長期的な方向性および循環性に対して、統計的に有意なポジションを市場の期待リスク以下で構築するシステム運用を行い、中長期的に絶対リターンを得ること、ならびに市場パフォーマンスを上回ることを目的とします。</li> <li>④当ファンドが投資するマザーファンドの運用に関しては、QEDインベストメント・パートナーズ株式会社からの助言を受けます。</li> <li>⑤マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</li> <li>⑥市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 信託報酬等            | 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%(税抜年0.69%)の率を乗じて得た額とします。<br>毎年の実績に対して実績報酬が発生します。   |
| 委 託 会 社          | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
| 受 託 会 社          | 三菱UFJ信託銀行株式会社  |

| ファンド名   | C T A マルチ・ストラテジー・ファンド(英文名:CTA Multi Strategy Fund)   |
|---------|--|
| ファンド形態  | ケイマン籍円建外国投資信託  |
| 投資方針・特色 | 主として、世界各国の取引所に上場する先物およびオプション取引等に投資を行う複数のマネージャーに分散投資し、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資するマネージャーの運用戦略および投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。           |
| 管理報酬等   | ①管理会社報酬-年0.72%(投資顧問会社への報酬も含む)<br>なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、<br>その超過額に対して10%相当額の成功報酬がかかります。<br>②管理事務代行報酬-年上限0.20%        |
| 管理 会社   | Gordian Capital Singapore Private Limited.   |
| 投資顧問会社  | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |
|         |  |
| ファンド名   | 日本株マルチ・ストラテジー・ファンド(英文名:Japan Equity Multi Strategy Fund)   |
| ファンド形態  | ケイマン籍円建外国投資信託  |
| 投資方針・特色 | 主として、わが国の取引所に上場する株式、株価指数先物および株価指数オプション取引等に投資を行う複数のマネージャーに分散投資し、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資するマネージャーの運用戦略および投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。 |
| 管理報酬等   | ①管理会社報酬-年 0.72%(投資顧問会社への報酬も含む)なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して 10%相当額の成功報酬がかかります。 ②管理事務代行報酬-年上限 0.40%                |
| 管 理 会 社 | Gordian Capital Singapore Private Limited.   |
| 投資顧問会社  | ユナイテッド投信投資顧問株式会社   |

### (3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



### 運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- · 投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- · 内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門(6名程度)、顧客とのリレーションを担当する投信営業部門および年金営業部門(6名程度)、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門(4名程度)、ファンド計理を担当する業務部門(3名程度)、トレーディングを担当するトレーディング室(2名程度)、運用実績の評価・分析・情報開示(レポーティング)を担当する分析・レポーティング部門(4名程度)ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門(3名程度)は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等 ファンドの受託会社(信託銀行)については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

### (4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

### 収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5 営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

### (5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1)投資信託証券(外貨建の投資信託証券も含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2)株式への直接投資は行ないません。
- 3) デリバティブ取引の直接利用は行ないません。
- 4)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 6)資金の借入れ
  - 1.委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - 2.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - 4.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

### (1)ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

# < 基準価額の主な変動要因 >

当ファンド・シリーズは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびに派生商品(先物取引およびオプション取引等)に投資しておりますので、各ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンド・シリーズは、各ファンドにおいて投資する投資信託証券および当該投資信託証券への投資配分比率が異なります。各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは以下の通りですが、各ファンドによって、基準価額を変動させるリスク要因の重要度は異なりますのでご留意ください。

各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは以下 の通りです。

### 有価証券等の価格変動リスク

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。また、債券の市場価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

### 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。 為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 なお、各ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等、流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、各ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

### 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

# カントリーリスク

投資信託証券を通じて一部外貨建資産に投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。各ファンドが投資する投資信託証券には、新興市場に投資をするものが含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、その運用や判断が不透明である可能性があります。かかる不透明さが各ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

## デリバティブ取引等に伴うリスク

各ファンドが投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を利用する場合があります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当該投資信託証券の基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

### 一部解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、各ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引により各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

また、各ファンドが投資する投資信託証券の資金動向により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意)以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

### < その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。

(B)信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありますが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

#### (A)販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の 購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金する までは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約 金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委 託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売 (お申込代金の預かり等を含みます。)について、それぞれの責任を負い、互いに他につい ての責任を負いません。

### (B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。 ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

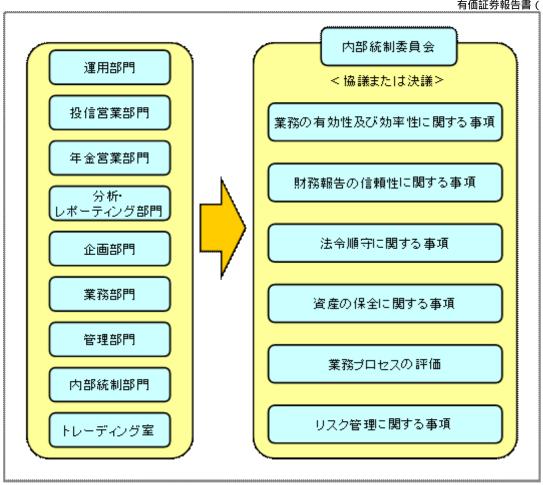
### 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

# (2)リスク管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理 を綿密に行います。



上記体制は平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 4 【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会 先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を 乗じて得た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

# (3)【信託報酬等】

### 信託報酬

| 信託報酬率(年率) < 純資産総額に対し> |                    |  |  |  |
|-----------------------|--------------------|--|--|--|
| 各ファンド                 | 1.365% (税抜1.30%)   |  |  |  |
| 投資対象とする投資信託証券         | 0.420%(税抜0.40%)程度  |  |  |  |
| 実質的負担                 | 1.785% (税抜1.70%)程度 |  |  |  |

- ・各ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.365%(税抜1.30%)の率を乗じて得た額とします。
- ・各ファンドが負担する実質的な信託報酬率(概算)は、年1.785%(税抜1.70%)±0.3%です。
- ・各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、平成24年8月30日現在の指定投資信託証券(投資対象ファンド)に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況-2 投資方針-(2)投資対象」-「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

### 信託報酬の配分

各ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

| F | <u>コンナントの旧記HX師の記力は、以下の起うこしよす。</u> |         |         |         |  |
|---|-----------------------------------|---------|---------|---------|--|
|   | 信託報酬率(年率)                         |         |         |         |  |
|   | 合計 委託会社 販売会社 受託会社                 |         |         |         |  |
|   | 1.3650% 0.5775% 0.7350% 0.0525%   |         |         |         |  |
|   | (1.30%)                           | (0.55%) | (0.70%) | (0.05%) |  |

括弧内は税抜です。

#### 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

### (4)【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は受益者の負担とし、信託財産から支払います。 なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託 財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けること について、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財 産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

1)この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれ に付随する業務(法定帳票管理、法定報告等)に係る費用

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 2)振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合に おける発行および管理事務に係る費用
- 3)有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
- 4)目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 5)信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6)運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 7) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約 の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8)格付の取得に要する費用
- 9)この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から 支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があ ります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、 あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

### 個人受益者の場合

- 1)収益分配金に対する課税
  - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。
  - ・なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、平成26年1月1日以降は20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率となる予定です。
- 2)解約金および償還金に対する課税
  - ・解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
    - \*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益
  - ・なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、平成26年1月1日以降は20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡 益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が 可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を 選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

## 法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
  - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
  - ・なお、上記の7%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%(所得税のみ)、平成26年1月1日以降は15.315%(所得税のみ)の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用 益金不算入制度は適用されません。

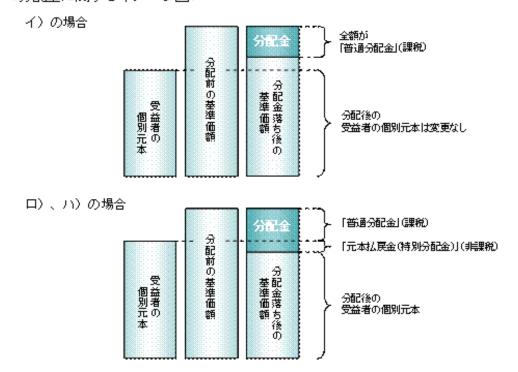
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - 口) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その 後の受益者の個別元本となります。
  - <分配金に関するイメージ図>



上記は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

### 5【運用状況】

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型>

以下の運用状況は2012年5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

| 資産の種類                   | 国・地域        | 時価合計(円)     | 投資比率(%) |
|-------------------------|-------------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券                | 日本          | 107,098,688 | 50.06   |
|                         | アメリカ        | 44,432,749  | 20.77   |
|                         | ケイマン島       | 56,367,951  | 26.35   |
|                         | 小計          | 207,899,388 | 97.17   |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) - |             | 6,046,589   | 2.83    |
| 合計 (純資産総額)              | 213,945,977 | 100.00      |         |

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

| 国·<br>地域  | 種類           | 銘柄名   | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|-----------|--------------|---|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本        | 投資信託<br>受益証券 | ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格<br>機関投資家向け)                   | 41,411,556   | 1.0374          | 42,961,963      | 1.0762          | 44,567,116      | 20.83           |
| ケイマ<br>ン島 | 投資信託受益証券     | トランストレンド・スタンダード・リスク・<br>シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユ<br>ニット | 41,030,933   | 0.8927          | 36,629,835      | 0.8845          | 36,291,860      | 16.96           |
| 日本        | 投資信託<br>受益証券 | Q E D 日本株ベータ・コントロール・ファンド (適格機関投資家向け)                | 27,054,275   | 1.1574          | 31,311,468      | 1.2173          | 32,933,168      | 15.39           |
| 日本        | 投資信託<br>受益証券 | Q E D 日本株アルファ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家向け)               | 24,853,812   | 1.2342          | 30,674,257      | 1.1909          | 29,598,404      | 13.83           |
| アメリ<br>カ  | 投資信託<br>受益証券 | i シェアーズ・S & Pシティグループ世界国債(除く米国)ファンド                  | 3,500        | 8,031.0117      | 28,108,541      | 7,678.9160      | 26,876,206      | 12.56           |
| ケイマ<br>ン島 | 投資信託<br>受益証券 | CTAマルチ・ストラテジー・ファンド                                  | 211,221      | 94.6800         | 20,000,000      | 95.0478         | 20,076,091      | 9.38            |
| アメリ<br>カ  | 投資信託<br>受益証券 | i シェアーズ バークレイズ債券総合ファンド                              | 2,000        | 8,756.9630      | 17,513,926      | 8,778.2715      | 17,556,543      | 8.21            |

# ロ.種類別及び業種別の投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.17   |
| 合 計      | 97.17   |

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776) 有価証券報告書 ( 内国投資信託受益証券 )

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】 【純資産の推移】

| 期別       |                | 純資産総額 | (百万円) | 1口当たり糾 | 資産額(円) |
|----------|----------------|-------|-------|--------|--------|
|          | ני <i>ת הא</i> | 分配落ち  | 分配付き  | 分配落ち   | 分配付き   |
| 第1計算期間末  | 2002年 5月31日    | 718   | 718   | 1.0027 | 1.0027 |
| 第2計算期間末  | 2003年 6月 2日    | 863   | 863   | 1.0377 | 1.0377 |
| 第3計算期間末  | 2004年 5月31日    | 713   | 713   | 1.0127 | 1.0127 |
| 第4計算期間末  | 2005年 5月31日    | 708   | 708   | 1.0161 | 1.0161 |
| 第5計算期間末  | 2006年 5月31日    | 595   | 595   | 1.0034 | 1.0034 |
| 第6計算期間末  | 2007年 5月31日    | 411   | 411   | 1.0212 | 1.0212 |
| 第7計算期間末  | 2008年 6月 2日    | 332   | 332   | 0.9930 | 0.9930 |
| 第8計算期間末  | 2009年 6月 1日    | 288   | 288   | 0.9227 | 0.9227 |
| 第9計算期間末  | 2010年 5月31日    | 238   | 238   | 0.9089 | 0.9089 |
| 第10計算期間末 | 2011年 5月31日    | 231   | 231   | 0.9039 | 0.9039 |
| 第11計算期間末 | 2012年 5月31日    | 213   | 213   | 0.8749 | 0.8749 |
|          | 2011年 5月末日     | 231   | -     | 0.9039 | -      |
|          | 6月末日           | 229   | -     | 0.8973 | -      |
|          | 7月末日           | 225   | -     | 0.8977 | -      |
|          | 8月末日           | 223   | -     | 0.8939 | -      |
|          | 9月末日           | 220   | -     | 0.8828 | 1      |
|          | 10月末日          | 222   | -     | 0.8888 | -      |
|          | 11月末日          | 222   | -     | 0.8877 | -      |
|          | 12月末日          | 223   | -     | 0.8883 | -      |
|          | 2012年 1月末日     | 223   | -     | 0.8900 | -      |
|          | 2月末日           | 224   | -     | 0.8903 | -      |
|          | 3月末日           | 223   | -     | 0.8864 | -      |
|          | 4月末日           | 222   | -     | 0.8813 | -      |
|          | 5月末日           | 213   | -     | 0.8749 | -      |

# 【分配の推移】

| 期間                        |  |
|---------------------------|--|
| ᄊᄭᄓ                       | 1口当たりの分配金(円)   |
| 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 0  |
| 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 0  |
| 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 0  |
| 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 0  |
| 2005年 6月 1日 ~ 2006年 5月31日 | 0  |
| 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 0  |
| 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 0  |
| 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 0  |
| 2009年 6月 2日 ~ 2010年 5月31日 | 0  |
| 2010年 6月 1日 ~ 2011年 5月31日 | 0  |
| 2011年 6月 1日 ~ 2012年 5月31日 | 0  |
| 20                        | 001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日<br>002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日<br>003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日<br>004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日<br>005年 6月 1日 ~ 2006年 5月31日<br>006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日<br>007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日<br>008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日<br>009年 6月 2日 ~ 2010年 5月31日 |

### 【収益率の推移】

| 期    | 期間                        | 収益率(%) |
|------|---------------------------|--------|
| 第1期  | 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 0.27   |
| 第2期  | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 3.49   |
| 第3期  | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 2.41   |
| 第4期  | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 0.34   |
| 第5期  | 2005年 6月 1日 ~ 2006年 5月31日 | 1.25   |
| 第6期  | 2006年 6月 1日~2007年 5月31日   | 1.77   |
| 第7期  | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 2.76   |
| 第8期  | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 7.08   |
| 第9期  | 2009年 6月 2日~2010年 5月31日   | 1.50   |
| 第10期 | 2010年 6月 1日~2011年 5月31日   | 0.55   |
| 第11期 | 2011年6月1日~2012年5月31日      | 3.21   |

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間 の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末 基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

# (4)【設定及び解約の実績】

|      | ï                         |             |             |
|------|---------------------------|-------------|-------------|
| 期    | 期間                        | 設定口数(口)     | 解約口数(口)     |
| 第1期  | 2001年6月1日~2002年5月31日      | 795,523,039 | 78,678,551  |
| 第2期  | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 249,497,701 | 134,442,399 |
| 第3期  | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 161,789,952 | 289,005,999 |
| 第4期  | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 68,322,376  | 75,866,132  |
| 第5期  | 2005年6月1日~2006年5月31日      | 42,195,957  | 145,943,575 |
| 第6期  | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 31,778,264  | 221,899,109 |
| 第7期  | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 22,117,727  | 90,835,090  |
| 第8期  | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 17,340,310  | 39,240,565  |
| 第9期  | 2009年 6月 2日 ~ 2010年 5月31日 | 22,879,523  | 73,641,889  |
| 第10期 | 2010年 6月 1日 ~ 2011年 5月31日 | 13,472,699  | 19,319,400  |
| 第11期 | 2011年 6月 1日 ~ 2012年 5月31日 | 11,048,203  | 22,550,435  |

<sup>(</sup>注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

# <ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型>

以下の運用状況は2012年5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)投資状況

| 資産の種類                 | 国・地域        | 時価合計(円)     | 投資比率(%) |  |
|-----------------------|-------------|-------------|---------|--|
| 投資信託受益証券              | 日本          | 297,663,917 | 69.77   |  |
|                       | アメリカ        | 60,898,458  | 14.27   |  |
|                       | ルクセンブルグ     | 9,168,767   | 2.15    |  |
|                       | ケイマン島       | 49,155,026  | 11.52   |  |
|                       | 小計          | 416,886,168 | 97.71   |  |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | -           | 9,749,613   | 2.29    |  |
| 合計 (純資産総額)            | 426,635,781 | 100.00      |         |  |

# (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

| 地域          | 種類           | 銘柄名   | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|-------------|--------------|---|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | プレミアム・エクイティ・ファンド (適格機<br>関投資家向け)                    | 67,988,858   | 1.0783          | 73,314,449      | 1.0388          | 70,626,825      | 16.55           |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格<br>機関投資家向け)                   | 49,432,054   | 1.0378          | 51,302,365      | 1.0762          | 53,198,776      | 12.47           |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド<br>(適格機関投資家向け)                  | 44,530,855   | 1.1192          | 49,838,932      | 0.9344          | 41,609,630      | 9.75            |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | Q E D 日本株ベータ・コントロール・ファンド (適格機関投資家向け)                | 29,105,166   | 1.1758          | 34,220,935      | 1.2173          | 35,429,718      | 8.30            |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | アカディアン日本株式ファンド (適格機関投資家向け)                          | 40,000,000   | 1.0000          | 40,000,000      | 0.8641          | 34,564,000      | 8.10            |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | Q E D 日本株アルファ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家向け)               | 28,588,216   | 1.2408          | 35,473,182      | 1.1909          | 34,045,706      | 7.98            |
| ケイマン<br>島   | 投資信託<br>受益証券 | トランストレンド・スタンダード・リスク・<br>シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユ<br>ニット | 32,876,128   | 0.8869          | 29,157,908      | 0.8845          | 29,078,935      | 6.82            |
| アメリカ        | 投資信託<br>受益証券 | i シェアーズ・S & Pシティグループ世界国債(除く米国)ファンド                  | 3,600        | 7,953.5575      | 28,632,807      | 7,678.9158      | 27,644,097      | 6.48            |
| アメリカ        | 投資信託<br>受益証券 | iシェアーズ バークレイズ債券総合ファンド                               | 2,600        | 8,690.5488      | 22,595,427      | 8,778.2715      | 22,823,506      | 5.35            |
| ケイマン<br>島   | 投資信託<br>受益証券 | C T A マルチ・ストラテジー・ファンド                               | 211,221      | 94.6800         | 20,000,000      | 95.0478         | 20,076,091      | 4.71            |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | VPアジアバリュー株式ファンド (適格機関<br>投資家向け)                     | 16,239,669   | 1.1795          | 19,154,689      | 0.9716          | 15,778,462      | 3.70            |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | 日経225連動型上場投資信託                                      | 1,420        | 9,805.0700      | 13,923,199      | 8,740           | 12,410,800      | 2.91            |
| ルクセン<br>ブルグ | 投資信託<br>受益証券 |   | 3,400        | 3,414.8682      | 11,610,552      | 2,696.6962      | 9,168,767       | 2.15            |
| アメリカ        | 投資信託<br>受益証券 | パワーシェアーズQQQ   | 1,500        | 4,532.3753      | 6,798,563       | 4,918.2940      | 7,377,441       | 1.73            |

EDINET提出書類

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

|       |      |                        |       |            |           |            |           | <u> </u> |
|-------|------|------------------------|-------|------------|-----------|------------|-----------|----------|
| 24114 | 投資信託 | iシェアーズ MSCI パシフィック (除く | 1,000 | 3.727.3910 | 3,727,391 | 3,053.4140 | 3.053.414 | 0.72     |
| 7,500 | 受益証券 | 日本)・インデックス・ファンド        | 1,000 | 3,727.3910 | 3,727,391 | 3,053.4140 | 3,053,414 | 0.72     |

# 口.種類別及び業種別の投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.71   |
| 合 計      | 97.71   |

# 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

# (3)運用実績

純資産の推移

| 期別       |             | 純資産総額 | 純資産総額(百万円) |        | 1口当たり純資産額(円) |  |
|----------|-------------|-------|------------|--------|--------------|--|
|          |             | 分配落ち  | 分配付き       | 分配落ち   | 分配付き         |  |
| 第1計算期間末  | 2002年 5月31日 | 144   | 144        | 0.9554 | 0.9554       |  |
| 第2計算期間末  | 2003年 6月 2日 | 189   | 189        | 0.8585 | 0.8585       |  |
| 第3計算期間末  | 2004年 5月31日 | 287   | 287        | 0.9577 | 0.9577       |  |
| 第4計算期間末  | 2005年 5月31日 | 358   | 358        | 0.9727 | 0.9727       |  |
| 第5計算期間末  | 2006年 5月31日 | 431   | 431        | 1.1188 | 1.1188       |  |
| 第6計算期間末  | 2007年 5月31日 | 522   | 522        | 1.2230 | 1.2230       |  |
| 第7計算期間末  | 2008年 6月 2日 | 515   | 515        | 1.0824 | 1.0824       |  |
| 第8計算期間末  | 2009年 6月 1日 | 441   | 441        | 0.8246 | 0.8246       |  |
| 第9計算期間末  | 2010年 5月31日 | 486   | 486        | 0.8302 | 0.8302       |  |
| 第10計算期間末 | 2011年 5月31日 | 512   | 512        | 0.8555 | 0.8555       |  |
| 第11計算期間末 | 2012年 5月31日 | 426   | 426        | 0.7966 | 0.7966       |  |
|          | 2011年 5月末日  | 512   | -          | 0.8555 | -            |  |
|          | 6月末日        | 479   | -          | 0.8474 | -            |  |
|          | 7月末日        | 471   | -          | 0.8401 | -            |  |
|          | 8月末日        | 445   | -          | 0.8015 | -            |  |
|          | 9月末日        | 433   | -          | 0.7744 | -            |  |
|          | 10月末日       | 454   | -          | 0.8068 | -            |  |
|          | 11月末日       | 436   | -          | 0.7833 | -            |  |
|          | 12月末日       | 440   | -          | 0.7856 | -            |  |
|          | 2012年 1月末日  | 449   | -          | 0.7991 | -            |  |
|          | 2月末日        | 473   | -          | 0.8377 | -            |  |
|          | 3月末日        | 482   | -          | 0.8520 | -            |  |
|          | 4月末日        | 445   | -          | 0.8362 | -            |  |
|          | 5月末日        | 426   | -          | 0.7966 | -            |  |

#### 分配の推移

| 71 HD 47 1E-12 |                           |              |
|----------------|---------------------------|--------------|
| 期              | 期間                        | 1口当たりの分配金(円) |
| 第1期            | 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 0            |
| 第2期            | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 0            |
| 第3期            | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 0            |
| 第4期            | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 0            |
| 第5期            | 2005年 6月 1日 ~ 2006年 5月31日 | 0            |
| 第6期            | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 0            |
| 第7期            | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 0            |
| 第8期            | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 0            |
| 第9期            | 2009年 6月 2日 ~ 2010年 5月31日 | 0            |
| 第10期           | 2010年 6月 1日 ~ 2011年 5月31日 | 0            |
| 第11期           | 2011年 6月 1日~2012年 5月31日   | 0            |

### 収益率の推移

| <u> </u> |                           | ·      |
|----------|---------------------------|--------|
| 期        | 期間                        | 収益率(%) |
| 第1期      | 2001年 6月 1日~2002年 5月31日   | 4.46   |
| 第2期      | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 10.14  |
| 第3期      | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 11.56  |
| 第4期      | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 1.57   |
| 第5期      | 2005年 6月 1日~2006年 5月31日   | 15.02  |
| 第6期      | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 9.31   |
| 第7期      | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 11.50  |
| 第8期      | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 23.82  |
| 第9期      | 2009年 6月 2日~2010年 5月31日   | 0.68   |
| 第10期     | 2010年 6月 1日~2011年 5月31日   | 3.05   |
| 第11期     | 2011年 6月 1日~2012年 5月31日   | 6.88   |

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間 の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末 基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4)設定及び解約の実績

| 期    | 期間                        | 設定口数 (口)    | 解約口数(口)     |
|------|---------------------------|-------------|-------------|
| 第1期  | 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 202,463,931 | 51,656,703  |
| 第2期  | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 76,427,140  | 6,952,040   |
| 第3期  | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 108,290,476 | 28,657,722  |
| 第4期  | 2004年 6月 1日~2005年 5月31日   | 114,966,998 | 46,043,377  |
| 第5期  | 2005年6月1日~2006年5月31日      | 92,096,330  | 75,163,706  |
| 第6期  | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 79,811,431  | 38,212,195  |
| 第7期  | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 76,845,404  | 27,982,582  |
| 第8期  | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 89,684,823  | 30,728,857  |
| 第9期  | 2009年6月2日~2010年5月31日      | 76,418,090  | 25,727,762  |
| 第10期 | 2010年 6月 1日~2011年 5月31日   | 63,433,467  | 50,533,309  |
| 第11期 | 2011年 6月 1日 ~ 2012年 5月31日 | 49,934,683  | 113,145,832 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

# <ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型>

# 以下の運用状況は2012年5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)投資状況

| 資産の種類                 | 国・地域    | 時価合計(円)     | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券              | 日本      | 794,465,418 | 82.11   |
|                       | アメリカ    | 36,753,911  | 3.80    |
|                       | ルクセンブルグ | 32,360,356  | 3.34    |
|                       | ケイマン島   | 69,370,570  | 7.17    |
|                       | 小計      | 932,950,255 | 96.42   |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | -       | 34,617,838  | 3.58    |
| 合計 (純資産総額)            | _       | 967,568,093 | 100.00  |

# (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

# イ.評価額上位銘柄明細

|             |              | C = 11 J = 7 J M = 4                               |             | 簿価         | 簿価          | 評価         | 評価          | 投資    |
|-------------|--------------|--|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------|
| 国・          | 種類           | 銘柄名  | 数量又は        | 単価         | 金額          | 単価         | 金額          | 比率    |
| 地域          |              |  | 額面総額        | (円)        | (円)         | (円)        | (円)         | (%)   |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | プレミアム・エクイティ・ファンド (適格<br>機関投資家向け)                   | 293,216,928 | 1.0937     | 320,704,811 | 1.0388     | 304,593,744 | 31.48 |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド<br>(適格機関投資家向け)                 | 176,119,908 | 1.1192     | 197,113,401 | 0.9344     | 164,566,442 | 17.01 |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | アカディアン日本株式ファンド (適格機関<br>投資家向け)                     | 150,000,000 | 1.0000     | 150,000,000 | 0.8641     | 129,615,000 | 13.40 |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | VPアジアバリュー株式ファンド (適格機<br>関投資家向け)                    | 71,238,194  | 1.1795     | 84,025,449  | 0.9716     | 69,215,029  | 7.15  |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | 日経225連動型上場投資信託                                     | 6,200       | 9,796.2200 | 60,736,564  | 8,740      | 54,188,000  | 5.60  |
| ケイマン<br>島   | 投資信託受益証券     | トランストレンド・スタンダード・リスク<br>・シリーズ・トラスト・クラスA TSR<br>ユニット | 44,382,574  | 0.8823     | 39,157,908  | 0.8845     | 39,256,386  | 4.06  |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | Q E D日本株ベータ・コントロール・ファ<br>ンド(適格機関投資家向け)             | 30,734,018  | 1.1568     | 35,553,087  | 1.2173     | 37,412,520  | 3.87  |
| 日本          | 投資信託<br>受益証券 | Q E D 日本株アルファ・ストラテジー・<br>ファンド (適格機関投資家向け)          | 29,284,309  | 1.2302     | 36,024,359  | 1.1909     | 34,874,683  | 3.60  |
| ルクセン<br>ブルグ | 投資信託<br>受益証券 | db x-trackers MSCI エマージング・<br>マーケッツ TRN インデックス     | 12,000      | 3,414.8683 | 40,978,420  | 2,696.6963 | 32,360,356  | 3.34  |
| ケイマン<br>島   | 投資信託<br>受益証券 | C T A マルチ・ストラテジー・ファンド                              | 316,832     | 94.6800    | 30,000,000  | 95.0478    | 30,114,184  | 3.11  |
| アメリカ        | 投資信託<br>受益証券 | パワーシェアーズQQQ  | 5,300       | 4,532.3755 | 24,021,590  | 4,918.2943 | 26,066,960  | 2.69  |
| アメリカ        | 投資信託<br>受益証券 | i シェアーズ MSCI パシフィック (除<br>く日本)・インデックス・ファンド         | 3,500       | 3,453.0880 | 12,085,808  | 3,053.4146 | 10,686,951  | 1.10  |

# 口.種類別及び業種別の投資比率

EDINET提出書類

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 96.42   |
| 合 計      | 96.42   |

# 投資不動産物件

該当事項はありません。

# その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

# (3)運用実績 純資産の推移

| 紀貝座の形物   | 2003年 6月 2日 |       |       |        |        |
|----------|-------------|-------|-------|--------|--------|
|          | 知力          | 分配落ち  | 分配付き  | 分配落ち   | 分配付き   |
| 第1計算期間末  | 2002年 5月31日 | 166   | 166   | 0.8841 | 0.8841 |
| 第2計算期間末  | 2003年 6月 2日 | 194   | 194   | 0.6996 | 0.6996 |
| 第3計算期間末  | 2004年 5月31日 | 338   | 338   | 0.8709 | 0.8709 |
| 第4計算期間末  | 2005年 5月31日 | 537   | 537   | 0.9018 | 0.9018 |
| 第5計算期間末  | 2006年 5月31日 | 824   | 824   | 1.1633 | 1.1633 |
| 第6計算期間末  | 2007年 5月31日 | 1,162 | 1,162 | 1.3511 | 1.3511 |
| 第7計算期間末  | 2008年 6月 2日 | 1,092 | 1,092 | 1.1035 | 1.1035 |
| 第8計算期間末  | 2009年 6月 1日 | 888   | 888   | 0.6977 | 0.6977 |
| 第9計算期間末  | 2010年 5月31日 | 1,045 | 1,045 | 0.7253 | 0.7253 |
| 第10計算期間末 | 2011年 5月31日 | 1,138 | 1,138 | 0.7695 | 0.7695 |
| 第11計算期間末 | 2012年 5月31日 | 967   | 967   | 0.6910 | 0.6910 |
|          | 2011年 5月末日  | 1,138 | -     | 0.7695 | -      |
|          | 6月末日        | 1,129 | -     | 0.7597 | 1      |
|          | 7月末日        | 1,115 | -     | 0.7485 | -      |
|          | 8月末日        | 1,023 | -     | 0.6851 | -      |
|          | 9月末日        | 969   | -     | 0.6492 | -      |
|          | 10月末日       | 1,047 | -     | 0.6981 | -      |
|          | 11月末日       | 965   | -     | 0.6610 | -      |
|          | 12月末日       | 975   | -     | 0.6683 | -      |
|          | 2012年 1月末日  | 1,004 | -     | 0.6895 | -      |
|          | 2月末日        | 1,075 | -     | 0.7446 | -      |
|          | 3月末日        | 1,111 | -     | 0.7685 | -      |
|          | 4月末日        | 1,037 | -     | 0.7458 | -      |
|          | 5月末日        | 967   | -     | 0.6910 | -      |

# 分配の推移

| 期    | 期間                        | 1口当たりの分配金(円) |
|------|---------------------------|--------------|
| 第1期  | 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 0            |
| 第2期  | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 0            |
| 第3期  | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 0            |
| 第4期  | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 0            |
| 第5期  | 2005年6月1日~2006年5月31日      | 0            |
| 第6期  | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 0            |
| 第7期  | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 0            |
| 第8期  | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 0            |
| 第9期  | 2009年 6月 2日 ~ 2010年 5月31日 | 0            |
| 第10期 | 2010年 6月 1日~2011年 5月31日   | 0            |

EDINET提出書類

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

|      |                           | 月 | . ДШ. |
|------|---------------------------|---|-------|
| 第11期 | 2011年 6月 1日 ~ 2012年 5月31日 | 0 |       |

### 収益率の推移

| 期    | 期間                        | 収益率(%) |
|------|---------------------------|--------|
| 第1期  | 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 11.59  |
| 第2期  | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 20.87  |
| 第3期  | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 24.49  |
| 第4期  | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 3.55   |
| 第5期  | 2005年 6月 1日 ~ 2006年 5月31日 | 29.00  |
| 第6期  | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 16.14  |
| 第7期  | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 18.33  |
| 第8期  | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 36.77  |
| 第9期  | 2009年 6月 2日~2010年 5月31日   | 3.96   |
| 第10期 | 2010年 6月 1日~2011年 5月31日   | 6.09   |
| 第11期 | 2011年 6月 1日 ~ 2012年 5月31日 | 10.20  |

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間 の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末 基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

# (4)設定及び解約の実績

|      | C192                      |             |             |
|------|---------------------------|-------------|-------------|
| 期    | 期間                        | 設定口数(口)     | 解約口数(口)     |
| 第1期  | 2001年 6月 1日 ~ 2002年 5月31日 | 211,619,622 | 22,792,994  |
| 第2期  | 2002年 6月 1日 ~ 2003年 6月 2日 | 148,426,457 | 58,990,912  |
| 第3期  | 2003年 6月 3日 ~ 2004年 5月31日 | 189,093,477 | 78,399,339  |
| 第4期  | 2004年 6月 1日 ~ 2005年 5月31日 | 273,445,866 | 66,554,323  |
| 第5期  | 2005年 6月 1日 ~ 2006年 5月31日 | 258,493,738 | 145,498,028 |
| 第6期  | 2006年 6月 1日 ~ 2007年 5月31日 | 238,395,302 | 86,881,977  |
| 第7期  | 2007年 6月 1日 ~ 2008年 6月 2日 | 254,142,055 | 124,852,470 |
| 第8期  | 2008年 6月 3日 ~ 2009年 6月 1日 | 357,303,774 | 73,522,086  |
| 第9期  | 2009年 6月 2日 ~ 2010年 5月31日 | 262,448,944 | 94,275,770  |
| 第10期 | 2010年 6月 1日 ~ 2011年 5月31日 | 204,074,623 | 166,318,749 |
| 第11期 | 2011年 6月 1日 ~ 2012年 5月31日 | 163,048,776 | 242,158,848 |

<sup>(</sup>注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

### (参考情報)

# 運用実績

データ基準日:2012年5月31日現在

# ■基準価額・純資産の推移

|     |       | 安定型    | バランス型  | 積極型    |
|-----|-------|--------|--------|--------|
|     | 基準価額  | 8,749円 | 7,966円 | 6,910円 |
| - 1 | 吨資産総額 | 2.1 億円 | 4.3 億円 | 9.7 億円 |



# ■分配の推移

| 決算期                       | 安定型 | バランス型 | 積極型 |
|---------------------------|-----|-------|-----|
| 第 7 期 (平成 20 年 6 月 2 日)   | 0円  | 0円    | 0円  |
| 第 8 期 (平成 21 年 6 月 1 日)   | 0円  | 0円    | 0円  |
| 第 9 期 (平成 22 年 5 月 31 日)  | 0円  | 0円    | 0円  |
| 第10期(平成23年5月31日)          | 0円  | 0円    | 0円  |
| 第 11 期 (平成 24 年 5 月 31 日) | 0円  | 0円    | 0円  |
| 設定来累計                     | 0円  | 0円    | 0円  |

\*分配全は、1万口当たり、税引き前の金額です。

# 主要な資産の状況

|         | ファンドの内訳  | 安定型  | バランス型   | 積極型   |
|---------|--|--|---|---|
| 債 券 型   | ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)<br>ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)<br>ユナイテッド・アジア債券券ファンド (適格機関投資家向け)<br>ジェアーズ バークレイズ債券総合ファンド<br>ジェアーズ・S&P シティグループ世界国債 (除く米国) ファンド<br>ヘッジ付外債プラス・ファンド (適格機関投資家向け)   | 20.8%<br>0.0%<br>0.0%<br>8.2%<br>12.6%<br>0.0% | 12.5%<br>0.0%<br>0.0%<br>5.3%<br>6.5%<br>0.0%                                 | =======================================   |
| 株式型     | 日経225上場投信 ユナイテッド日本株式ベビーファンド(適格機開投資家向け) ブレミアム・エクイティ・ファンド(適格機開投資家向け) パワーシェアーズQQQ 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド(適格機開投資家向け) db x-trakers MSCI エマージング・マーケッツ TRN インデックス VP アジアバリュー株式ファンド(適格機関投資家向け) ジェアーズ MSCI バシフィック(除く日本)・インデックス・ファンド アカディアン日本株式ファンド(適格機関投資家向け) MB Capital Equity Fund 1 |  | 2.9%<br>0.0%<br>16.6%<br>1.7%<br>9.8%<br>2.1%<br>3.7%<br>0.7%<br>8.1%<br>0.0% | 5.6%<br>0.0%<br>31.5%<br>2.7%<br>17.0%<br>3.3%<br>7.2%<br>1.1%<br>13.4%<br>0.0% |
| 絶対収益追求型 | トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA<br>QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家向け)<br>QED日本株ベータ・コントロール・ファンド(適格機関投資家向け)<br>CTA マルチ・ストラテジー・ファンド<br>日本株マルチ・ストラテジー・ファンド   | 17.0%<br>13.8%<br>15.4%<br>9.4%<br>0.0%        | 6.8%<br>8.0%<br>8.3%<br>4.7%<br>0.0%  | 4.1%<br>3.6%<br>3.9%<br>3.1%<br>0.0%  |
|         | 現金など   | 2.8%   | 2.3%  | 3.6%  |
|         | 合計   | 100.0%   | 100.0%  | 100.0%  |

\*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

# ■年間収益率の推移 (暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。2012年は5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

#### 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

< 分配金受取りコース >

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの 受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨ・クもしくはロンドンの各取引所の休業日

ニューヨ・クもしくはロンドンの銀行休業日

(6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7)申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番号:03-5542-7150

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス:http://www.unitedinv.co.jp/

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨ・クもしくはロンドンの各取引所の休業日

ニューヨ - クもしくはロンドンの銀行休業日

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限(1億口または1億円以上の解約は、正午まで)を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク >

電 話 番 号: 03-5542-7150

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス:http://www.unitedinv.co.jp/

# (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

- (9)受付の中止および取消
  - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他 やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請 求の受付を取り消すことができます。
  - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

### 3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

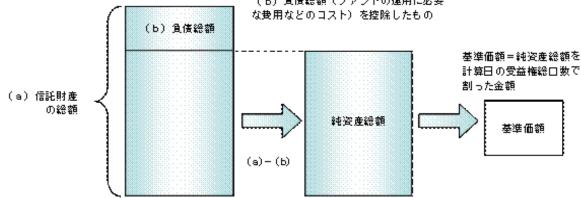
基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

# <基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額= ファンドに組み 入れられている有価証券など全てを 時価などにより評価したもの

純資産総額= (a) 信託財産の総額から (b) 負債総額(ファンドの運用に必要 か毎用などのコスト)を控除したもの



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 します。
  - < 主な資産の評価方法 >

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算について は、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

< ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク >

電 話 番 号: 03-5542-7150

受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時までホームページアドレス:http://www.unitedinv.co.jp/

### (2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成13年6月1日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託 を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月1日から翌年5月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - 口)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - 八)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
  - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。

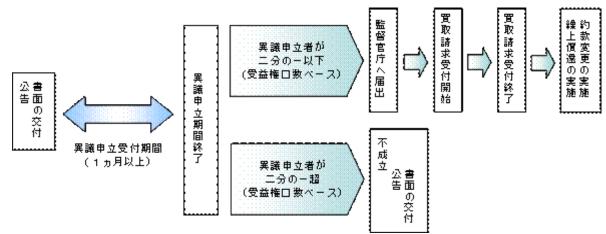
- 償還金について ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

#### 信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。 (後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の 「異議の申立て」の規定を適用します。

#### 異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己 に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。
  - <繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



#### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前(または60日前)までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から 5 年間、償還金については支払開始 日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権

EDINET提出書類

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成23年6月1日から平成24年5月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

|                 | 第10期<br>(平成23年 5月31日現在) | 第11期<br>(平成24年 5月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| 預金              | -                       | 203,386                 |
| コール・ローン         | 10,897,474              | 8,966,471               |
| 投資信託受益証券        | 223,573,262             | 207,899,388             |
| 未収利息            | 26                      | 24                      |
| 流動資産合計          | 234,470,762             | 217,069,269             |
| 資産合計            | 234,470,762             | 217,069,269             |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 未払解約金           | 87,638                  | -                       |
| 未払受託者報酬         | 62,028                  | 58,481                  |
| 未払委託者報酬         | 1,550,727               | 1,461,989               |
| その他未払費用         | 1,328,243               | 1,602,822               |
| 流動負債合計          | 3,028,636               | 3,123,292               |
| 負債合計            | 3,028,636               | 3,123,292               |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 256,044,839             | 244,542,607             |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 24,602,713              | 30,596,630              |
| (分配準備積立金)       | 3,645,818               | 3,332,331               |
| 元本等合計           | 231,442,126             | 213,945,977             |
| 純資産合計           | 231,442,126             | 213,945,977             |
| 負債純資産合計         | 234,470,762             | 217,069,269             |

(単位:円)

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

第10期 第11期 自 平成22年 6月 1日 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年 5月31日 至 平成24年 5月31日 営業収益 受取配当金 203,386 受取利息 8,975 12,972 有価証券売買等損益 4,461,642 299,652 為替差損益 1,275,751 営業収益合計 4,470,617 1,359,045 営業費用 受託者報酬 124,646 117,451 委託者報酬 3,116,020 2,936,168 その他費用 2,673,336 2,936,439 営業費用合計 5,914,002 5,990,058 営業損失() 7,349,103 1,443,385 経常損失() 1,443,385 7,349,103 当期純損失() 1,443,385 7,349,103 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 201,920 405,680 期首剰余金又は期首欠損金() 23,853,410 24,602,713 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,761,471 2,173,983 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 1,761,471 2,173,983 剰余金減少額又は欠損金増加額 1,269,309 1,224,477 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 1,269,309 1,224,477 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金() 24,602,713 30,596,630

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                           | 第11期                              |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 項目                        | 自 平成23年 6月 1日                     |
|                           | 至 平成24年 5月31日                     |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法        | 投資信託受益証券                          |
|                           | 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあ      |
|                           | たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しており     |
|                           | ます。                               |
| 2. デリバティブの評価基準および評価方法     | 為替予約取引                            |
|                           | 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評      |
|                           | 価しております。                          |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事 | 外貨建取引等の処理基準                       |
| 項                         | 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」      |
|                           | (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国 |
|                           | 通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、 同第   |
|                           | 61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加え    |
|                           | て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の     |
|                           | 外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該      |
|                           | 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金     |
|                           | 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産      |
|                           | 等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を     |
|                           | 為替差損益とする計理処理を採用しております。            |
| 4. 追加情報                   | 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正      |
|                           | より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業     |
|                           | 会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤  |
|                           | 謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指      |
|                           | 針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。       |

# (貸借対照表に関する注記)

| 項目 |                      | 第10期                    | 第11期                    |
|----|----------------------|-------------------------|-------------------------|
|    | <b>坦</b>             | (平成23年 5月31日現在)         | (平成24年 5月31日現在)         |
| 1. | 投資信託財産に係る期首元本額、      |                         |                         |
|    | 期中追加設定元本額および期中一      |                         |                         |
|    | 部解約元本額               |                         |                         |
|    | 期首元本額                | 261,891,540円            | 256,044,839円            |
|    | 期中追加設定元本額            | 13,472,699円             | 11,048,203円             |
|    | 期中一部解約元本額            | 19,319,400円             | 22,550,435円             |
| 2. | 元本の欠損                | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を       | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を       |
|    |                      | 下回っており、その差額は24,602,713円 | 下回っており、その差額は30,596,630円 |
|    |                      | であります。                  | であります。                  |
| 3. | 計算期間末日における受益権の総<br>数 | 256,044,839□            | 244,542,607□            |

# ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

| (19四次の利尔亚川井自にはする江心)           |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| 項目                            | 第10期<br>自 平成22年 6 月 1 日<br>至 平成23年 5 月31日 | 第11期<br>自 平成23年 6 月 1 日<br>至 平成24年 5 月31日 |
| 1.分配金の計算過程                    |   |   |
| 費用控除後の配当等収益額                  | 0円  | 0円  |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券<br>売買等損益額 | 0円  | 0円  |
| 収益調整金額                        | 2,265,671円                                | 2,313,599円                                |
| 分配準備積立金額                      | 3,645,818円                                | 3,332,331円                                |
| 当ファンドの分配対象収益額                 | 5,911,489円                                | 5,645,930円                                |
| 当ファンドの期末残存口数                  | 256,044,839□                              | 244,542,607□                              |
| 1万口当たり収益分配対象額                 | 230.86円                                   | 230.85円                                   |
| 1万口当たり分配金額                    | 0円  | 0円  |
| 収益分配金金額                       | 0円  | 0円  |

# (金融商品に関する注記)

| (金融向品に関する注記)     | ,   | FF                       |
|------------------|---|--------------------------|
|                  | 第10期  | 第11期                     |
| 項目               | 自 平成22年6月1日   | 自 平成23年6月1日              |
|                  | 至 平成23年 5 月31日  | 至 平成24年 5 月31日           |
| 1.金融商品の状況に関する    | ・金融商品に対する取組方針   | ・金融商品に対する取組方針            |
|                  | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する<br>法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左                       |
|                  | ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価   | ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク  |
|                  | 証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債<br>務であります。  | 同左                       |
|                  | 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク  |                          |
|                  | ク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。   |                          |
|                  | ・金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においてはリスク管理に関する委員<br>会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リス  | ・金融商品に係るリスク管理体制          |
|                  | ク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。   |                          |
|                  | ・金融商品の時価等に関する事項についての<br>補足説明<br>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の   | ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 |
|                  | ほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。        | 同左                       |
| 2.金融商品の時価等に関する事項 | ・貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて<br>時価評価されているため、貸借対照表計上額と<br>時価との差額はありません。                   | ・貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>同左 |
|                  | ・時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  | ・時価の算定方法<br>同左           |
|                  | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿<br>価額は時価と近似していることから、当該帳簿<br>価額を時価としております。                  |                          |

# (有価証券関係に関する注記)

# 売買目的有価証券

|                     | 第10期                     | 第11期           |
|---------------------|--------------------------|----------------|
| 7 <del>1. 41.</del> | 自 平成22年 6月 1日            | 自 平成23年 6月 1日  |
| 種類                  | 至 平成23年 5月31日            | 至 平成24年 5月31日  |
|                     | 損益に含まれた評価差額(円)           | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券            | <b>資信託受益証券</b> 4,354,548 |                |
| 合計                  | 4,354,548                |                |

(デリバティブ取引等関係に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

| ( · H = /C · H IK / |                 |                         |  |
|---------------------|-----------------|-------------------------|--|
| 項目                  | 第10期            | 第11期<br>(平成24年 5月31日現在) |  |
|                     | (平成23年 5月31日現在) |                         |  |
| 1口当たり純資産の額          | 0.9039円         | 0.8749円                 |  |
| (1万口当たり)            | (9,039円)        | (8,749円)                |  |

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

#### 株式以外の有価証券

| 種類    | 通貨  | 銘柄                           | 券面総額        | 評価額          | 備考 |
|-------|-----|------------------------------|-------------|--------------|----|
| 投資信託受 | 日本円 | トランストレンド・スタンダード・リス           |             |              |    |
| 益証券   |     | ク・シリーズ・トラスト・クラスA T           |             |              |    |
|       |     | SRユニット                       | 41,030,933  | 36,291,860   |    |
|       |     | CTA Multi Strategy           |             |              |    |
|       |     | Fund                         | 211,221     | 20,076,091   |    |
|       |     | ユナイテッド日本債券ベビーファンド            |             |              |    |
|       |     | (適格機関投資家向け)                  | 41,411,556  | 44,567,116   |    |
|       |     | QED日本株アルファ・ストラテジー・           |             |              |    |
|       |     | ファンド(適格機関投資家向け)              | 24,853,812  | 29,598,404   |    |
|       |     | QED日本株ベータ・コントロール・            |             |              |    |
|       |     | ファンド(適格機関投資家向け)              | 27,054,275  | 32,933,168   |    |
|       |     | 小計                           | 134,561,797 | 163,466,639  |    |
|       | 米ドル | ISHARES BARCLAYS AGGREGATE   | 2,000       | 222,460.00   |    |
|       |     | ISHARES S&P/CITI INT TRE BND | 3,500       | 340,550.00   |    |
|       |     | 小計                           | 5,500       | 563,010.00   |    |
|       |     |                              |             | (44,432,749) |    |
| 合計    |     |                              |             | 207,899,388  |    |
|       |     |                              |             | (44,432,749) |    |

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

#### 有価証券明細表注記

- (注1)通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。
- (注2)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- (注3)合計欄は邦貨額で表示しており、()内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書してい
- (注 4) 外貨建有価証券の内訳

| 通 貨 | 銘柄数                 | 組入投資信託受益証券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|-----|---------------------|----------------|------------|
| 米ドル | 投資信託受<br>2銘柄<br>益証券 | 100.0%         | 100.0%     |

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

| コール・ローン13,052,88514,005投資信託受益証券503,605,631416,886未収利息32流動資産合計517,198,591431,605資産合計517,198,591431,605負債の部第本払解約金100,987未払解約金135,269115未払受託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973  |                | 第10期<br>(平成23年 5月31日現在) | 第11期<br>(平成24年 5月31日現在) |
|--|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 預金540,043717コール・ローン13,052,88514,005投資信託受益証券503,605,631416,886未収利息32流動資産合計517,198,591431,605資産合計517,198,591431,605負債の部***100,987未払解約金100,987***未払受託者報酬135,269115未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部 | 資産の部           |                         |                         |
| コール・ローン13,052,88514,005投資信託受益証券503,605,631416,886未収利息32流動資産合計517,198,591431,605資産合計517,198,591431,605負債の部100,987未払解約金100,987未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973純資産の部4,964,7964,973純資産の部                  | 流動資産           |                         |                         |
| 投資信託受益証券<br>未収利息503,605,631416,886未取利息32流動資産合計517,198,591431,609資産合計517,198,591431,609負債の部<br>流動負債100,987未払解約金100,987未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部                          | 預金             | 540,043                 | 717,890                 |
| 未収利息32流動資産合計517,198,591431,609資産合計517,198,591431,609負債の部100,987未払解約金100,987未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973純資産の部4,964,7964,973  | コール・ローン        | 13,052,885              | 14,005,672              |
| 流動資産合計517,198,591431,609資産合計517,198,591431,609負債の部第額負債100,987未払解約金100,987119未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973純資産の部4,964,7964,973   | 投資信託受益証券       | 503,605,631             | 416,886,170             |
| 資産合計517,198,591431,609負債の部流動負債未払解約金100,987未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,980その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973純資産の部4,964,7964,973   | 未収利息           | 32                      | 38                      |
| 負債の部流動負債未払解約金100,987未払受託者報酬135,269未払委託者報酬3,381,733その他未払費用1,346,807流動負債合計4,964,796負債合計4,964,796純資産の部  | 流動資産合計         | 517,198,591             | 431,609,770             |
| 流動負債100,987未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部  | 資産合計           | 517,198,591             | 431,609,770             |
| 未払解約金100,987未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部   | 負債の部           |                         |                         |
| 未払受託者報酬135,269119未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部   | 流動負債           |                         |                         |
| 未払委託者報酬3,381,7332,981その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部  | 未払解約金          | 100,987                 | -                       |
| その他未払費用1,346,8071,873流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部   | 未払受託者報酬        | 135,269                 | 119,258                 |
| 流動負債合計4,964,7964,973負債合計4,964,7964,973純資産の部  | 未払委託者報酬        | 3,381,733               | 2,981,305               |
| 負債合計 4,964,796 4,973<br>純資産の部  | その他未払費用        | 1,346,807               | 1,873,426               |
| <b>純資産の部</b>   | 流動負債合計         | 4,964,796               | 4,973,989               |
|  | 負債合計           | 4,964,796               | 4,973,989               |
| 元本等  | 純資産の部          |                         |                         |
|  | 元本等            |                         |                         |
| 元本 598,779,837 535,568   | 元本             | 598,779,837             | 535,568,688             |
| 剰余金  | 剰余金            |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) 86,546,042 108,932   | 期末剰余金又は期末欠損金() | 86,546,042              | 108,932,907             |
| (分配準備積立金) 75,867,670 62,085  | (分配準備積立金)      | 75,867,670              | 62,085,906              |
| 元本等合計 512,233,795 426,635  | 元本等合計          | 512,233,795             | 426,635,781             |
| 純資産合計 512,233,795 426,635  | 純資産合計          | 512,233,795             | 426,635,781             |
| 負債純資産合計 517,198,591 431,609  | 負債純資産合計        | 517,198,591             | 431,609,770             |

(単位:円)

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

第10期 第11期 自 平成22年 6月 1日 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年 5月31日 至 平成24年 5月31日 営業収益 受取配当金 780,632 713,590 受取利息 13,326 19,195 有価証券売買等損益 27,542,480 21,870,652 為替差損益 3,988,913 2,218,352 その他収益 30,473 165,767 営業収益合計 24,377,998 23,190,452 営業費用 受託者報酬 264,933 239,629 委託者報酬 5,990,611 6,623,190 その他費用 2,774,884 3,299,649 営業費用合計 9,663,007 9,529,889 営業利益又は営業損失() 14,714,991 32,720,341 経常利益又は経常損失( ) 14,714,991 32,720,341 当期純利益又は当期純損失( 14,714,991 32,720,341 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 92,243 3,218,042 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 99,499,650 86,546,042 剰余金増加額又は欠損金減少額 8,573,090 16,536,805 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 8,573,090 16,536,805 剰余金減少額又は欠損金増加額 10,242,230 9,421,371 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 9,421,371 10,242,230 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金( 86,546,042 108,932,907

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                           | 第11期                                    |
|---------------------------|---|
| 項目                        | 自 平成23年 6月 1日                           |
|                           | 至 平成24年 5月31日                           |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法        | 投資信託受益証券                                |
|                           | ▼ 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあ         |
|                           | たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しており           |
|                           | ます。                                     |
| 2. デリバティブの評価基準および評価方法     | 為替予約取引                                  |
|                           | 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評            |
|                           | 価しております。                                |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事 | 外貨建取引等の処理基準                             |
| 項                         | │<br>│ 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」│    |
|                           | ┃(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国┃     |
|                           | ┃<br>┃通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、 同第 ┃ |
|                           | ┃<br>  61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加え┃  |
|                           | ┃ て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の┃        |
|                           | ┃外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該┃          |
|                           | ┃<br>  外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 ┃  |
|                           | ┃<br>  勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産 ┃   |
|                           | 等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を           |
|                           | 為替差損益とする計理処理を採用しております。                  |
| 4. 追加情報                   | <br>  当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正      |
|                           | ┃<br>┃より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 」( 企業 ┃ |
|                           | <br>  会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤  |
|                           | <br>  謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指      |
|                           | <br> 針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。        |
|                           | • |

# (貸借対照表に関する注記)

| 項目 |                      | 第10期                    | 第11期                    |
|----|----------------------|-------------------------|-------------------------|
|    | <b>坦口</b>            | (平成23年 5月31日現在)         | (平成24年 5月31日現在)         |
| 1. | 投資信託財産に係る期首元本額、      |                         |                         |
|    | 期中追加設定元本額および期中一      |                         |                         |
|    | 部解約元本額               |                         |                         |
|    | 期首元本額                | 585,879,679円            | 598,779,837円            |
|    | 期中追加設定元本額            | 63,433,467円             | 49,934,683円             |
|    | 期中一部解約元本額            | 50,533,309円             | 113,145,832円            |
| 2. | 元本の欠損                | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を       | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を       |
|    |                      | 下回っており、その差額は86,546,042円 | 下回っており、その差額は108,932,907 |
|    |                      | であります。                  | 円であります。                 |
| 3. | 計算期間末日における受益権の総<br>数 | 598,779,837□            | 535,568,688口            |

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| ( <del>其血人O和外型II 并自己的 / O/Lib /</del> |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 項目                                    | 第10期<br>自 平成22年 6 月 1 日<br>至 平成23年 5 月31日 | 第11期<br>自 平成23年 6 月 1 日<br>至 平成24年 5 月31日 |
| 1 . 分配金の計算過程                          |   |   |
| 費用控除後の配当等収益額                          | 496,855円                                  | 0円  |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券<br>売買等損益額         | 0円  | 0円  |
| 収益調整金額                                | 80,619,341円                               | 77,880,807円                               |
| 分配準備積立金額                              | 75,370,815円                               | 62,085,906円                               |
| 当ファンドの分配対象収益額                         | 156,487,011円                              | 139,966,713円                              |
| 当ファンドの期末残存口数                          | 598,779,837□                              | 535,568,688□                              |
| 1万口当たり収益分配対象額                         | 2,613.41円                                 | 2,613.42円                                 |
| 1万口当たり分配金額                            | 0円  | 0円  |
| 収益分配金金額                               | 0円  | 0円  |

# (金融商品に関する注記)

| ( 金融冏品に関9 6注記 <i>)</i> | Т  |                                    |
|------------------------|--|------------------------------------|
|                        | 第10期   | 第11期                               |
| 項目                     | 自 平成22年6月 1日   | 自 平成23年6月1日                        |
|                        | 至 平成23年5月31日   | 至 平成24年5月31日                       |
| 1 . 金融商品の状況に関する<br>事項  | ・金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する<br>法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。   | ・金融商品に対する取組方針<br>同左                |
|                        | ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 | ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左         |
|                        | ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員 会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他 関連部署への管理を行っております。   | ・金融商品に係るリスク管理体制 同左                 |
|                        | ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                      | ・金融商品の時価等に関する事項についての<br>補足説明<br>同左 |
| 2.金融商品の時価等に関する事項       | ・貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて<br>時価評価されているため、貸借対照表計上額と<br>時価との差額はありません。  | ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左              |
|                        | ・時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。   | ・時価の算定方法<br>同左                     |
|                        | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿<br>価額は時価と近似していることから、当該帳簿<br>価額を時価としております。   |                                    |

# (有価証券関係に関する注記)

# 売買目的有価証券

|          | 第10期           | 第11期           |
|----------|----------------|----------------|
| 種類       | 自 平成22年6月1日    | 自 平成23年6月1日    |
|          | 至 平成23年5月31日   | 至 平成24年5月31日   |
|          | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 25,879,082     | 22,864,230     |
| 合計       | 25,879,082     | 22,864,230     |

(デリバティブ取引等関係に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

| 項目                                     | 第10期            | 第11期            |
|--|-----------------|-----------------|
| —————————————————————————————————————— | (平成23年 5月31日現在) | (平成24年 5月31日現在) |
| 1口当たり純資産の額                             | 0.8555円         | 0.7966円         |
| (1万口当たり)                               | (8,555円)        | (7,966円)        |

# (4)【附属明細表】

# 第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

### 株式以外の有価証券

| 種類      | 通貨  | 銘柄                           | 券面総額        | 評価額          | 備考 |
|---------|-----|------------------------------|-------------|--------------|----|
| 投資信託受   | 日本円 | トランストレンド・スタンダード・リス           |             |              |    |
| 益証券     |     | ク シリーズ・トラスト・クラスA TS          |             |              |    |
|         |     | Rユニット                        | 32,876,128  | 29,078,935   |    |
|         |     | CTA Multi Strategy F         |             |              |    |
|         |     | und                          | 211,221     | 20,076,091   |    |
|         |     | 日経225連動型上場投資信託               | 1,420       | 12,410,800   |    |
|         |     | ユナイテッド日本債券ベビーファンド            |             |              |    |
|         |     | (適格機関投資家向け)                  | 49,432,054  | 53,198,776   |    |
|         |     | QED日本株アルファ・ストラテジー・           |             |              |    |
|         |     | ファンド(適格機関投資家向け)              | 28,588,216  | 34,045,706   |    |
|         |     | QED日本株ベータ・コントロール・            |             |              |    |
|         |     | ファンド (適格機関投資家向け)             | 29,105,166  | 35,429,718   |    |
|         |     | 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファン           |             |              |    |
|         |     | ド(適格機関投資家向け)                 | 44,530,855  | 41,609,630   |    |
|         |     | プレミアム・エクイティ・ファンド(適           |             |              |    |
|         |     | 格機関投資家向け)                    | 67,988,858  | 70,626,825   |    |
|         |     | VPアジアバリュー株式ファンド(適格           |             |              |    |
|         |     | 機関投資家向け)                     | 16,239,669  | 15,778,462   |    |
|         |     | アカディアン日本株式ファンド(適格機           | 40.000.000  | 04 504 000   |    |
|         |     | 関投資家向け)                      | 40,000,000  | 34,564,000   |    |
|         |     | 小計                           | 308,973,587 | 346,818,943  |    |
|         | 米ドル | DB X-TRACKERS EMERG MARKET   | 3,400       | 116,178.00   |    |
|         |     | ISHARES BARCLAYS AGGREGATE   | 2,600       | 289,198.00   |    |
|         |     | ISHARES MSCI PACIFIC EX JPN  | 1,000       | 38,690.00    |    |
|         |     | ISHARES S&P/CITI INT TRE BND | 3,600       | 350,280.00   |    |
|         |     | POWERSHARES QQQ              | 1,500       | 93,480.00    |    |
|         |     | 小計                           | 12,100      | 887,826.00   |    |
|         |     |                              |             | (70,067,227) |    |
| <br> 合計 |     |                              |             | 416,886,170  |    |
|         |     |                              |             | (70,067,227) |    |

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

#### 有価証券明細表注記

- (注1)通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。
- (注2)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- (注3)合計欄は邦貨額で表示しており、()内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。
- (注4)外貨建有価証券の内訳

| 通 貨 | 銘柄数             | 組入投資信託受益証券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|-----|-----------------|----------------|------------|
| 米ドル | 投資信託受 5銘<br>益証券 | 丙 100.0%       | 100.0%     |

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

|                 |                         | (十匹:13)                 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
|                 | 第10期<br>(平成23年 5月31日現在) | 第11期<br>(平成24年 5月31日現在) |
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| 預金              | 411,525                 | 663,255                 |
| コール・ローン         | 33,074,037              | 43,186,259              |
| 投資信託受益証券        | 1,114,033,734           | 932,950,256             |
| 未収利息            | 81                      | 118                     |
| 流動資産合計          | 1,147,519,377           | 976,799,888             |
| 資産合計            | 1,147,519,377           | 976,799,888             |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 未払解約金           | 87,756                  | 199,999                 |
| 未払受託者報酬         | 296,330                 | 269,897                 |
| 未払委託者報酬         | 7,408,303               | 6,747,333               |
| その他未払費用         | 1,336,979               | 2,014,566               |
| 流動負債合計          | 9,129,368               | 9,231,795               |
| 負債合計            | 9,129,368               | 9,231,795               |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 1,479,357,210           | 1,400,247,138           |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 340,967,201             | 432,679,045             |
| (分配準備積立金)       | 218,096,453             | 184,670,571             |
| 元本等合計           | 1,138,390,009           | 967,568,093             |
| 純資産合計           | 1,138,390,009           | 967,568,093             |
| 負債純資産合計         | 1,147,519,377           | 976,799,888             |
|                 |                         |                         |

(単位:円)

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

第10期 第11期 自 平成22年 6月 1日 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年 5月31日 至 平成24年 5月31日 営業収益 受取配当金 2,468,604 3,411,939 受取利息 26,276 33,329 有価証券売買等損益 95,841,728 98,040,777 為替差損益 17,511,541 1,211,418 その他収益 125,036 680,480 営業収益合計 81,893,438 96,069,782 営業費用 受託者報酬 570,757 543,541 委託者報酬 13,588,394 14,268,970 その他費用 2,782,135 3,488,239 営業費用合計 17,620,174 17,621,862 営業利益又は営業損失() 64,271,576 113,689,956 経常利益又は経常損失( ) 64,271,576 113,689,956 当期純利益又は当期純損失( 64,271,576 113,689,956 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 2,229,899 13,323,689 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 395,937,100 340,967,201 剰余金増加額又は欠損金減少額 45,666,166 56,839,008 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 45,666,166 56,839,008 剰余金減少額又は欠損金増加額 52,737,944 48,184,585 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 48,184,585 52,737,944 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金( 340,967,201 432,679,045

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                           | 75.4.4 HD  |  |
|---------------------------|--|--|
|                           | 第11期   |  |
| 項目                        | 自 平成23年 6月 1日  |  |
|                           | 至 平成24年 5月31日  |  |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法        | 投資信託受益証券   |  |
|                           | ▼ 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあ                                     |  |
|                           | たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しており                                      |  |
|                           | ます。  |  |
| 2. デリバティブの評価基準および評価方法     | <br>  為替予約取引   |  |
|                           | <br>  計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評                                 |  |
|                           | 価しております。   |  |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事 | <br>  外貨建取引等の処理基準  |  |
| 項                         | 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則  |  |
|                           | (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国                                  |  |
|                           | (  |  |
|                           | 61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加え                                     |  |
|                           | て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の                                      |  |
|                           | 大分質是質性等の分質ない配定及の分質是口頂血配定の前口の  <br>  外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該   |  |
|                           | 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金                                      |  |
|                           |  |  |
|                           | 動たに対する「対象界のたが真塞金動たの制合作当のが真建真性  <br>  等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を |  |
|                           | 寺の外国投資制定と、「投算した外資基立制定を作成した差額を  <br>  為替差損益とする計理処理を採用しております。        |  |
| 4 \0.4=+0                 |  |  |
| 4. 追加情報                   | 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正                                       |  |
|                           | より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業                                      |  |
|                           | 会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤                                   |  |
|                           | 謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指                                       |  |
|                           | 針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。  |  |

### (貸借対照表に関する注記)

| <u> </u> |                      |                         |                         |  |
|----------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--|
|          | 項目                   | 第10期                    | 第11期                    |  |
|          | <b>坦</b>             | (平成23年 5月31日現在)         | (平成24年 5月31日現在)         |  |
| 1.       | 投資信託財産に係る期首元本額、      |                         |                         |  |
|          | 期中追加設定元本額および期中一      |                         |                         |  |
|          | 部解約元本額               |                         |                         |  |
|          | 期首元本額                | 1,441,601,336円          | 1,479,357,210円          |  |
|          | 期中追加設定元本額            | 204,074,623円            | 163,048,776円            |  |
|          | 期中一部解約元本額            | 166,318,749円            | 242,158,848円            |  |
| 2.       | 元本の欠損                | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を       | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を       |  |
|          |                      | 下回っており、その差額は340,967,201 | 下回っており、その差額は432,679,045 |  |
|          |                      | 円であります。                 | 円であります。                 |  |
| 3.       | 計算期間末日における受益権の総<br>数 | 1,479,357,210□          | 1,400,247,138口          |  |

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目                            | 第10期<br>自 平成22年6月1日<br>至 平成23年5月31日 | 第11期<br>自 平成23年 6 月 1 日<br>至 平成24年 5 月31日 |
|-------------------------------|-------------------------------------|---|
| 1.分配金の計算過程                    |                                     |   |
| 費用控除後の配当等収益額                  | 2,771,277円                          | 0円  |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券<br>売買等損益額 | 0円                                  | 0円  |
| 収益調整金額                        | 467,508,702円                        | 464,272,042円                              |
| 分配準備積立金額                      | 215,325,176円                        | 184,670,571円                              |
| 当ファンドの分配対象収益額                 | 685,605,155円                        | 648,942,613円                              |
| 当ファンドの期末残存口数                  | 1,479,357,210□                      | 1,400,247,138□                            |
| 1万口当たり収益分配対象額                 | 4,634.46円                           | 4,634.48円                                 |
| 1万口当たり分配金額                    | 0円                                  | 0円  |
| 収益分配金金額                       | 0円                                  | 0円  |

# (金融商品に関する注記)

| (亜部回印に割する注印)          |  |   |
|-----------------------|--|---|
| 項目                    | 第10期<br>自 平成22年 6 月 1日<br>至 平成23年 5 月31日   | 第11期<br>自 平成23年 6 月 1 日<br>至 平成24年 5 月31日 |
| 1 . 金融商品の状況に関する<br>事項 | ・金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する<br>法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。   | ・金融商品に対する取組方針                             |
|                       | ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 | リスク                                       |
|                       | ・金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においてはリスク管理に関する委員<br>会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リス<br>ク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリ<br>ングを行い、その結果に基づき運用部門その他<br>関連部署への管理を行っております。  | ・金融商品に係るリスク管理体制                           |
|                       | ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  | 補足説明<br>同左                                |
| 2.金融商品の時価等に関する事項      | ・貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて<br>時価評価されているため、貸借対照表計上額と<br>時価との差額はありません。  | I   |
|                       | ・時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。   | ・時価の算定方法<br>同左                            |
|                       | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿<br>価額は時価と近似していることから、当該帳簿<br>価額を時価としております。   |   |

# (有価証券関係に関する注記)

# 売買目的有価証券

| 種類       | 第10期<br>自 平成22年 6 月 1 日<br>至 平成23年 5 月31日 | 第11期<br>自 平成23年 6 月 1 日<br>至 平成24年 5 月31日 |
|----------|---|---|
|          | 損益に含まれた評価差額(円)                            | 損益に含まれた評価差額(円)                            |
| 投資信託受益証券 | 91,110,015                                | 97,451,142                                |
| 合計 91    |   | 97,451,142                                |

(デリバティブ取引等関係に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

|  | 項目         | 第10期            | 第11期            |
|--|------------|-----------------|-----------------|
|  |            | (平成23年 5月31日現在) | (平成24年 5月31日現在) |
|  | 1口当たり純資産の額 | 0.7695円         | 0.6910円         |
|  | (1万口当たり)   | (7,695円)        | (6,910円)        |

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

#### 株式以外の有価証券

| 種類   | <u>以外の有間</u><br>通貨 | 3柄                          | 券面総額        | 評価額          | 備考 |
|------|--------------------|-----------------------------|-------------|--------------|----|
| 投資信託 | 日本円                | トランストレンド・スタンダード・リスク         |             |              |    |
| 受益証券 |                    | ・シリーズ・トラスト・クラスA TSR         |             |              |    |
|      |                    | ユニット                        | 44,382,574  | 39,256,386   |    |
|      |                    | CTA Multi Strategy F        |             |              |    |
|      |                    | u n d                       | 316,832     | 30,114,184   |    |
|      |                    | 日経225連動型上場投資信託              | 6,200       | 54,188,000   |    |
|      |                    | QED日本株アルファ・ストラテジー・          |             |              |    |
|      |                    | ファンド(適格機関投資家向け)             | 29,284,309  | 34,874,683   |    |
|      |                    | QED日本株ベータ・コントロール・ファ         |             |              |    |
|      |                    | ンド(適格機関投資家向け)               | 30,734,018  | 37,412,520   |    |
|      |                    | 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド         |             |              |    |
|      |                    | (適格機関投資家向け)                 | 176,119,908 | 164,566,442  |    |
|      |                    | プレミアム・エクイティ・ファンド(適格         |             |              |    |
|      |                    | 機関投資家向け )                   | 293,216,928 | 304,593,744  |    |
|      |                    | ┃VPアジアバリュー株式ファンド(適格機┃       |             |              |    |
|      |                    | 関投資家向け)                     | 71,238,194  | 69,215,029   |    |
|      |                    | アカディアン日本株式ファンド(適格機関         |             |              |    |
|      |                    | 投資家向け)                      | 150,000,000 | 129,615,000  |    |
|      |                    | 小計                          | 795,298,963 | 863,835,988  |    |
|      | 米ドル                | DB X-TRACKERS EMERG MARKET  | 12,000      | 410,040.00   |    |
|      |                    | ISHARES MSCI PACIFIC EX JPN | 3,500       | 135,415.00   |    |
|      |                    | POWERSHARES QQQ             | 5,300       | 330,296.00   |    |
|      |                    | 小計                          | 20,800      | 875,751.00   |    |
|      |                    |                             |             | (69,114,268) |    |
| 合計   |                    |                             |             | 932,950,256  |    |
|      |                    |                             |             | (69,114,268) |    |

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

#### 有価証券明細表注記

- (注1)通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。
- (注2)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- (注3)合計欄は邦貨額で表示しており、()内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。
- (注4)外貨建有価証券の内訳

| (   |                     |               |            |
|-----|---------------------|---------------|------------|
| 通 貨 | 銘柄数                 | 組入投資信託受益証券時価率 | 合計金額に対する比率 |
| 米ドル | 投資信託<br>3銘柄<br>受益証券 | 100.0%        | 100.0%     |

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2012年5月31日現在です。

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 >

### 【純資産額計算書】

資産総額 217,069,269 円 負債総額 3,123,292 円 純資産総額( - ) 213,945,977 円 発行済口数 244,542,607 ロ 1 口当たり純資産額( / ) 0.8749 円

### < ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 >

#### 純資産額計算書

資産総額 431,609,770 円 負債総額 4,973,989 円 純資産総額( - ) 426,635,781 円 発行済口数 535,568,688 ロ 1口当たり純資産額( / ) 0.7966 円

### <ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型>

#### 純資産額計算書

資産総額 976,799,888 円 負債総額 9,231,795 円 純資産総額( - ) 967,568,093 円 発行済口数 1,400,247,138 口 1口当たり純資産額( / ) 0.6910 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、 一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第二部【委託会社等の情報】

- 第1【委託会社等の概況】
  - 1【委託会社等の概況】
  - (1)資本金の額等

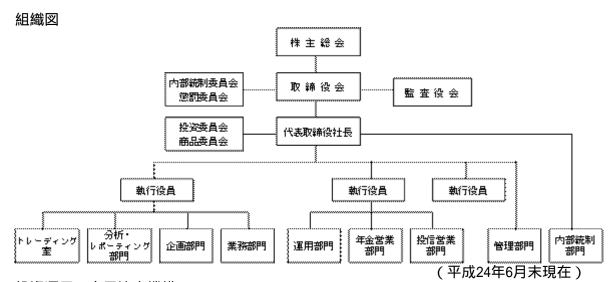
平成24年6月末現在の委託会社の資本金の額: 1,155,000,000円

委託会社が発行する株式総数: 6,400株 発行済株式総数: 4,600株

最近 5 年間における資本金の額の増減: 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

#### (2)委託会社等の機構

平成24年6月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。



#### 投資運用の意思決定機構

- 1.投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各 ファンドの運用計画を決定いたします。
  - 投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
- 2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・ 銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
- 3.投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

(平成24年6月末現在)

### 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資 信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運 用および投資ー任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に 定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。
- ・平成24年6月末現在、委託会社が、運用する投資信託(総ファンド数58本、純資産総額63,399百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下の通りです。

| ファンドの種類   | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 53 | 57,905     |
| 単位型株式投資信託 | 5  | 5,495      |
| 合計        | 58 | 63,399     |

| 純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の | 個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

# 財務諸表

# (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

|                            |    |   | (単位:千円)        |
|----------------------------|----|---|----------------|
|                            |    | 前事業年度                                   | 当事業年度          |
|                            |    | (平成23年3月31日)                            | (平成24年3月31日)   |
| 資産の部                       |    |   |                |
| 流動資産                       |    |   |                |
| 現金及び預金                     |    | 199,379                                 | 133,219        |
| 関係会社短期貸付金                  |    | 50,000                                  | -              |
| 前払費用                       |    | 12,527                                  | 10,251         |
| 未収入金                       |    | 137                                     |                |
| 未収委託者報酬                    |    | 114,316                                 | 90,34          |
| 未収収益                       |    | 92,795                                  | 88,99          |
| 立替金                        |    | 24,595                                  | 68,60          |
| 流動資産合計                     |    | 493,752                                 | 391,417        |
| 固定資産                       |    |   |                |
| 有形固定資産                     |    |   |                |
| 建物附属設備(純額)                 | *1 | 7,263                                   | 6,195          |
| 器具備品(純額)                   | *1 | 2,142                                   | 1,843          |
| リース資産(純額)                  | *1 | 503                                     | -              |
| 有形固定資産合計                   |    | 9,908                                   | 8,039          |
| 無形固定資産                     |    |   |                |
| ソフトウェア                     |    | 2,715                                   | 54,495         |
| 電話加入権                      |    | 1,294                                   | 1,294          |
| 無形固定資産合計                   |    | 4,010                                   | 55,789         |
| 投資その他の資産                   |    | • |                |
| 破産更生債権等                    |    | 2,459                                   | 2,459          |
| 長期差入保証金                    |    | 21,789                                  | 21,613         |
| 長期前払費用                     |    | 929                                     | 542            |
| 貸倒引当金                      |    | 2,459                                   | 2,459          |
| 投資その他の資産合計                 |    | 22,719                                  | 22,156         |
| 固定資産合計                     |    | 36,638                                  | 85,985         |
| 資産合計                       |    | <u> </u>                                |                |
| 負債の部                       |    | 530,390                                 | 477,403        |
| 東原の品<br>流動負債               |    |   |                |
| が到点し<br>預り金                |    | 42,022                                  | 24 004         |
| 未払金                        |    | 12,033                                  | 31,664         |
| 未払手数料                      |    | 13,933<br>38,185                        | 13,88<br>23,63 |
| リース債務                      |    |   | 23,03          |
| 未払費用                       |    | 558                                     | 4 276          |
| 木払負用<br>未払委託調査費            |    | 3,147                                   | 4,379          |
| 未払法人税等                     |    | 77,799                                  | 47,490         |
| 未払消費税等                     |    | 2,686                                   | 3,165          |
| 不払用員 <del>机等</del><br>前受収益 |    | 4,412                                   | 2,490          |
| 賞与引当金                      |    | 815                                     | 815            |
| 乗っかき<br>流動負債合計             |    | 6,637                                   | 5,318          |
|                            |    | 160,210                                 | 132,841        |
| 固定負債                       |    |   |                |
| 長期前受収益                     |    | 1,961                                   | 1,146          |
| 固定負債合計                     |    | 1,961                                   | 1,146          |
| 負債合計                       |    | 162,172                                 | 133,987        |
| 純資産の部                      |    |   |                |
| 株主資本                       |    |   |                |
| 資本金                        |    | 1,155,000                               | 1,155,000      |
| 資本剰余金                      |    |   |                |

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

|          |         | 有伽証夯叛古書(内国投 |
|----------|---------|-------------|
| 資本準備金    | 125,000 | 125,000     |
| 資本剰余金合計  | 125,000 | 125,000     |
| 利益剰余金    |         |             |
| その他利益剰余金 |         |             |
| 繰越利益剰余金  | 911,781 | 936,584     |
| 利益剰余金合計  | 911,781 | 936,584     |
| 株主資本合計   | 368,218 | 343,415     |
| 純資産合計    | 368,218 | 343,415     |
| 負債・純資産合計 | 530,390 | 477,403     |
|          |         |             |

# (2)【損益計算書】

(単位:千円)

|                     |               | (単位:千円)       |
|---------------------|---------------|---------------|
|                     | <br>前事業年度     | 当事業年度         |
|                     | (自平成22年4月1日   | (自平成23年4月1日   |
|                     | 至 平成23年3月31日) | 至 平成24年3月31日) |
|                     | <u> </u>      | <u> </u>      |
| ロス                  | 625,535       | 798,049       |
| 安                   | 5,467         | 53,565        |
|                     |               |               |
| 運用受託報酬              | 231,906       | 215,905       |
| 投資兼業報酬              | 7,193         | 3,190         |
| 営業収益合計              | 870,101       | 1,070,711     |
| 営業費用                |               |               |
| 支払手数料               | 222,650       | 170,286       |
| 広告宣伝費               | 1,574         | 3,474         |
| 調査費                 | 54,408        | 47,010        |
| 委託調査費               | 196,579       | 367,476       |
| 図書費                 | 533           | 197           |
| 委託計算費               | 1,918         | 1,862         |
| 通信費                 | 4,334         | 4,521         |
| 印刷費                 |               |               |
| 諸会費                 | 7,815         | 3,781         |
| <u>-</u>            | 2,405         | 2,270         |
| 営業費用合計              | 492,221       | 600,882       |
| 一般管理費               |               |               |
| 給料・手当               | 277,417       | 252,569       |
| 役員報酬                | 24,600        | 38,700        |
| 賞与引当金繰入額            | 6,637         |               |
| 租税公課                | 3,764         | 4,220         |
| 不動産賃借料              | 34,070        | 34,130        |
| 退職給付費用              | 9,024         | 7,691         |
| 固定資産減価償却費           | 3,417         | 4,147         |
| 消耗器具備品費             | 4,367         | 4,236         |
| 機器賃借料               |               |               |
| 法律専門家報酬             | 53,683        | 53,107        |
|                     | 4,854         | 2,061         |
| 新人採用費               | 13,144        | 4,121         |
| 諸経費                 | 101,733       | 88,941        |
| 一般管理費合計             | 536,714       | 493,928       |
| 営業損失                | 158,833       | 24,100        |
| 营業外収益               |               |               |
| 受取利息                | *1 1,107      | 247           |
| 為替差益                | .,            | 234           |
| その他営業外収益            | 30            | 20.           |
| 营業外収益合計 -           |               | 402           |
| _                   | 1,138         | 482           |
| 営業外費用               |               |               |
| 支払利息                | 37            | 11            |
| 株式交付費               |               | 115           |
| その他営業外費用            | *2 184        | 107           |
| 営業外費用合計             | 221           | 234           |
| 経常損失                | 157,916       | 23,852        |
| 特別利益<br>特別利益        |               | ·             |
| <br>賞与引当金戻入額        | 2,240         |               |
| 特別利益合計              | 2,240         |               |
| <del>-</del>        | 2,240         |               |
| 特別損失<br>            | *2            |               |
| 固定資産廃棄損             | *3 90         |               |
| 特別退職加算金             | 362           |               |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 |               |               |
| _                   | 794           |               |
| 特別損失合計              | 1,247         |               |
| 税引前当期純損失            | 156,923       | 23,852        |
|                     | 950           | 950           |
| 当期純損失               | 157,873       | 24,802        |
|                     | 101,013       | 24,802        |

EDINET提出書類 ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

ユノイデット投信投員顧问休式芸社(ETT/76) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# (3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

|                     |                | (単位:千円)        |
|---------------------|----------------|----------------|
|                     | <br>前事業年度      | 当事業年度          |
|                     | (自平成22年4月1日    | (自平成23年4月1日    |
|                     | 至 平成23年3月31日)  | 至 平成24年3月31日)  |
| # ÷ 次 ★             | 主 十成23年3月31日 ) | 主 十成24年3月31日 ) |
| 株主資本<br>資本金         |                |                |
| 員平並<br>  当期首残高      | 1,155,000      | 1,155,000      |
| 当期変動額               | 1,133,000      | 1,135,000      |
| 新株の発行               | _              | _              |
| 当期変動額合計             |                |                |
| 当期末残高               | 1,155,000      | 1,155,000      |
| 資本剰余金               | 1,133,000      | 1,133,000      |
| 資本準備金               |                |                |
| 当期首残高               | 125,000        | 125,000        |
| 当期変動額               | 0,000          | 0,000          |
| 新株の発行               | -              | -              |
| 当期変動額合計             | -              | -              |
| 当期末残高               | 125,000        | 125,000        |
| 資本剰余金合計             |                | .,             |
| 当期首残高               | 125,000        | 125,000        |
| 当期変動額               | •              | •              |
| 新株の発行               | -              | -              |
| 当期変動額合計             | -              | -              |
| 当期末残高               | 125,000        | 125,000        |
| 利益剰余金               |                |                |
| その他利益剰余金            |                |                |
| 燥越利益剰余金             |                |                |
| 当期首残高               | 753,907        | 911,781        |
| 当期変動額               |                |                |
| 当期純損失               | 157,873        | 24,802         |
| 当期変動額合計             | 157,873        | 24,802         |
| 当期末残高               | 911,781        | 936,584        |
| 利益剰余金合計             |                |                |
| 当期首残高               | 753,907        | 911,781        |
| 当期変動額               | 157 072        | 24.802         |
| 当期純損失               | 157,873        | 24,802         |
| 当期変動額合計             | 157,873        | 24,802         |
| 当期末残高               | 911,781        | 936,584        |
| 株主資本合計<br>当期首残高     | 500,000        | 000 040        |
| 当知自伐同<br>  当期変動額    | 526,092        | 368,218        |
|                     | _              | _              |
| 当期純損失               | 157,873        | 24,802         |
| 当期変動額合計             | 157,873        | 24,802         |
| 当期末残高               | 368,218        | 343,415        |
| 評価・換算差額等            |                | 0.10, 1.10     |
| その他有価証券評価差額金        |                |                |
| 当期首残高               | 1              | -              |
| 当期変動額               |                |                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1              | -              |
| 当期変動額合計             | 1              | -              |
| 当期末残高               | -              | -              |
| 評価換算差額等合計           |                |                |
| 当期首残高               | 1              | -              |
| 当期変動額               |                |                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1              | -              |
| 当期変動額合計             | 1              | -              |
| 当期末残高               | <u> </u>       | -              |
| 純資産合計               |                |                |
| 当期首残高               | 526,090        | 368,218        |
| 当期変動額               |                |                |
| 新株の発行               | -              | -              |

EDINET提出書類

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| 当期純損失<br>株主資本以外の項目の当期変動額(純額)<br>※期本数額合計 | 157,873<br>1 | 日间配为+R日首(P3图)<br>24,802<br>- |
|---|--------------|------------------------------|
| 当期変動額合計                                 | 157,872      | 24,802                       |
| 当期末残高                                   | 368,218      | 343,415                      |
|   |              |                              |

## 重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)なお、当事業年度末において残高はございません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項ありません。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 主に定率法を採用しております。

#### (2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当事業年度末において残高はございません。

#### 3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支払時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

# (貸借対照表関係)

| (                         |                           |                           |          |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------|
| 前事業年度                     |                           | 当事業領                      | 丰度       |
| (平成23年3月3~                | (平成23年3月31日) (平成24年3月31日) |                           | 月31日)    |
| *1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであり |                           | *1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであり |          |
| ます。                       |                           | ます。                       |          |
| 建物附属設備                    | 14,160千円                  | 建物附属設備                    | 15,427千円 |
| 器具備品                      | 4,238千円                   | 器具備品                      | 4,644千円  |
| リース資産                     | 1,645千円                   |                           |          |
|                           |                           |                           |          |
|                           |                           |                           |          |

# (損益計算書関係)

| 前事業年度                |           | 当事業年度                 |       |
|----------------------|-----------|-----------------------|-------|
| (自 平成22年4月1日         |           | (自 平成23年4月1日          |       |
| 至 平成23年3月31日)        |           | 至 平成24年3月31日)         |       |
| *1 各科目に含まれている関係会社に対す | <b>「る</b> | *1 各科目に含まれている関係会社に対する |       |
| ものは次の通りであります。        |           | ものは次の通りであります。         |       |
| 受取利息                 | 1,102千円   | 受取利息                  | 247千円 |
|                      |           |                       |       |
| *2 その他営業外費用          |           | *2 その他営業外費用           |       |
| 業務処理過誤により発生した費用      | 105千円     | 解約金                   | 56千円  |
| 立替印刷費誤算回収不能額         | 79千円      | 業務処理過誤により発生した費用       | 50千円  |
| *3 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであ | 5ります。     |                       |       |
| 器具備品                 | 90千円      | _                     |       |
|                      |           |                       |       |

(単位:株)

### (株主資本等変動計算書関係)

### 前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事

| 70137717724371277 | (X 0 III) X (=  X ) / 0 - 3 |       |       | (112.111) |
|-------------------|-----------------------------|-------|-------|-----------|
|                   | 当事業年度期首                     | 当事業年度 | 当事業年度 | 当事業年度末    |
|                   | 株式数                         | 増加株式数 | 減少株式数 | 株式数       |
| 発行済株式             |                             |       |       |           |
| 普通株式              | 4,600                       |       |       | 4,600     |
| 合 計               | 4,600                       |       |       | 4,600     |

## 当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事

(単位:株)

|              | 業年度    当事業年 | ¥度      当事業年度末   ┃ |
|--------------|-------------|--------------------|
| <b>比数</b> 増加 | 株式数 減少株式    | 式数 株式数             |
|              |             |                    |
| 4,600        |             | 4,600              |
| 4,600        |             | 4,600              |
|              | 4,600       | 4,600              |

### (リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当ありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託調査費は、1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

|              | 貸借対照表    | 時価(*)    | 差額 |
|--------------|----------|----------|----|
|              | 計上額(*)   | 竹山川(一)   | 左說 |
| (1)現金及び預金    | 199,379  | 199,379  | -  |
| (2)関係会社短期貸付金 | 50,000   | 50,000   | -  |
| (3)未収委託者報酬   | 114,316  | 114,316  | -  |
| (4)未収収益      | 92,795   | 92,795   | -  |
| (5)未払委託調査費   | (77,799) | (77,799) | -  |

(\*) 負債に計上されているものは、( ) で示しています。

### 当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

|            | 貸借対照表    | 時価(*)    | 差額 |
|------------|----------|----------|----|
|            | 計上額(*)   | h4.1m( ) | 左帜 |
| (1)現金及び預金  | 133,219  | 133,219  | -  |
| (2)未収委託者報酬 | 90,344   | 90,344   | -  |
| (3)未収収益    | 88,990   | 88,990   | -  |
| (4)立替金     | 68,601   | 68,601   | -  |
| (5)預り金     | (31,664) | (31,664) | -  |
| (6)未払委託調査費 | (47,490) | (47,490) | -  |

(\*)負債に計上されているものは、()で示しています。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 未収委託者報酬・(3) 未収収益、並びに(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)預り金、及び(6)未払委託調査費

ユナイテッド投信投資顧問株式会社(E11776)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

|           | 1年以内    |
|-----------|---------|
| 現金及び預金    | 199,379 |
| 関係会社短期貸付金 | 50,000  |
| 未収委託者報酬   | 114,316 |
| 未収収益      | 92,795  |
| 合計        | 456,491 |

## 当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

|         | 1年以内    |
|---------|---------|
| 現金及び預金  | 133,219 |
| 未収委託者報酬 | 90,344  |
| 未収収益    | 88,990  |
| 立替金     | 68,601  |
| 合計      | 381,155 |

## (有価証券関係)

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:千円)

| 区分       | 売却額   | 売却益の合計額 |
|----------|-------|---------|
| 株式       | -     | -       |
| <br>  債券 | -     | -       |
| その他      | 1,001 | 1       |
| 合計       | 1,001 | 1       |

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項ありません。

# (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

### (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。

### 2. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

|                   |               | (112:113)     |
|-------------------|---------------|---------------|
|                   | 前事業年度         | 前事業年度         |
|                   | (自 平成22年4月1日  | (自 平成23年4月1日  |
|                   | 至 平成23年3月31日) | 至 平成24年3月31日) |
| (1)確定拠出年金への掛金支払額  | 9,024         | 7,691         |
| 小計                | 9,024         | 7,691         |
| (2) 臨時に支払った割増退職金等 | 362           | -             |
| 合計                | 9,387         | 7,691         |

### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

|   |              | (十四・ココ)      |
|---|--------------|--------------|
|   | 前事業年度        | 当事業年度        |
|   | (平成23年3月31日) | (平成24年3月31日) |
| 繰延税金資産                                  |              |              |
| 繰越欠損金                                   | 127,438      | 409,070      |
| 未確定債務                                   | -            | 3,713        |
| 未払事業税                                   | 702          | 842          |
| 減価償却超過額                                 | 417          | 225          |
| 賞与引当金                                   | 2,701        | 2,021        |
| 貸倒引当金                                   | 1,001        | 876          |
| 資産除去債務                                  | 394          | 408          |
| 繰延税金資産小計                                | 132,655      | 417,157      |
| 評価性引当金                                  | (132,655)    | (417,157)    |
| 繰延税金資産合計                                | -            | -            |
| 繰延税金負債                                  | -            | -            |
| 繰延税金資産の純額                               | -            | -            |
|   |              |              |
| i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e |              |              |

- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。
- 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から。回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響はありません。

### (資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。 この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当事業年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2.資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

#### [ セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 〔関連情報〕

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

### 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位:千円)

| 日本     | 中国      | その他    | 合計      |
|--------|---------|--------|---------|
| 58,767 | 120,055 | 65,744 | 244,566 |

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称または氏名                    | 営業収益    | 関連するセグメント名 |
|-------------------------------|---------|------------|
| Japan Asia Securities Limited | 117,053 | -          |

### 当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

### 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位:千円)

| 日本      | その他     | 合計      |  |
|---------|---------|---------|--|
| 132,044 | 140,617 | 272,661 |  |

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕 該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕 該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕 該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

| 種類  | 会社等の<br>名称                   | 住所  | 資本金又は出資金     | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所<br>有)割合 | 関連当事者との関係     | 取引の内容                          | 取引金額      | 科目                | 期末残高         |
|-----|------------------------------|-----|--------------|-------------------|----------------------------|---------------|--------------------------------|-----------|-------------------|--------------|
| 親会社 | 日本アジ<br>アホール<br>ディング<br>ズ(株) | 東京都 | 2,641<br>百万円 | 投資<br>事業          | 被所有<br>直接<br>100%          | 経営管理役<br>員の兼任 | 資金の貸付<br>資金の回収<br>貸付金利息<br>の受取 | 640,000十円 | 関係会<br>社短期<br>貸付金 | 50,000<br>千円 |

## 当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

| 種類  | 会社等の<br>名称                   | 住所  | 資本金又<br>は出資金 | 事業の<br>内容又<br>は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所<br>有)割合 | 関連当事者との関係     | 取引の内容                 | 取引金額 | 科目                | 期末残高 |
|-----|------------------------------|-----|--------------|-------------------|----------------------------|---------------|-----------------------|------|-------------------|------|
| 親会社 | 日本アジ<br>アホール<br>ディング<br>ズ(株) | 東京都 | 2,641<br>百万円 | 投資<br>事業          | 被所有<br>直接<br>100%          | 経営管理役<br>員の兼任 | 資金の貸付<br>貸付金利息<br>の受取 |      | 関係会<br>社短期<br>貸付金 | -    |

- (注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 親会社情報

日本アジアグループ(株)(東京証券取引所に上場) 日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

## (1株当たり情報)

|              | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額    | 80,047円                                | 74,655円                                |
| 1株当たり当期純損失金額 | 34,320円                                | 5,391円                                 |

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在 しないため記載しておりません。
  - 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 前事業年度         | 当事業年度         |
|--------------|---------------|---------------|
|              | (自 平成22年4月1日  | (自 平成23年4月1日  |
|              | 至 平成23年3月31日) | 至 平成24年3月31日) |
| 当期純損失        | 157,873千円     | 24,802千円      |
| 普通株式に帰属しない金額 | -             | -             |
| 普通株式に係る当期純損失 | 157,873千円     | 24,802千円      |
| 普通株式の期中平均株式数 | 4,600株        | 4,600株        |

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用 を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の 信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| <u> </u>      |                       |   |
|---------------|-----------------------|---|
| 名 称           | 資本金の額<br>(平成24年3月末現在) | 事業の内容   |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 |                       | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

< 再信託受託会社の概要 >

名称 :日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額 :10,000百万円(平成24年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から

再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、

原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

| MODEL TO THE TOTAL |                       |                    |
|--|-----------------------|--------------------|
| 名 称  | 資本金の額<br>(平成24年3月末現在) | 事業の内容              |
| 株式会社SBI証券  |                       | 金融商品取引法に定める第       |
| SMBC日興証券株式会社   | 10,000百万円             | 一種金融商品取引業を営ん       |
| 楽天証券株式会社   | 7,495百万円              | でいます。              |
| 楽天銀行株式会社   |                       | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

## 2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

### 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| <u>プラーに Ju Cla、 当前 昇知间にのい C 以下の自然が促出されての Ja</u> |               |  |
|---|---------------|--|
| 提出年月日   | 提出書類          |  |
| 平成23年8月31日                                      | 有価証券報告書       |  |
| 平成23年8月31日                                      | 有価証券届出書       |  |
| 平成24年2月29日                                      | 半期報告書         |  |
| 平成24年2月29日                                      | 有価証券届出書の訂正届出書 |  |

平成24年7月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 三宅孝典 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以 上

- ) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. 財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

### 次へ

平成24年7月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 三宅孝典 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当 監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務 諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以 上

- ) 1. 上記は、 監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. 財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

### 次へ

平成24年7月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 三宅孝典 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当 監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務 諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以 上

- ) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. 財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

### 次へ

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 取締役会 御中 平成24年6月11日

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 三宅孝典 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当 監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務 諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信 投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。